

令和二年（二〇二〇）三月二十六日発行
『大倉山論集』第六十六輯抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

『大和為善録』
翻訳と解題

董
航

『大和為善録』翻刻と解題

董 航

【解題】

一 背景

筆者は、江戸前期における中国善書の受容という課題に関して、中国明末の儒者顔茂猷の勸善思想および彼の著作『勉善録』が日本伝来後、江戸前期の知識人たちによってどのように受容され後世に影響を与えたのかに取り組んでいる。勸善書は善書とも呼ばれ、人々に分かりやすく受け入れられるような道徳実践を勧める基調で編著された書物

である。勸善書は、南宋に興起し宋元交替期に盛んとなり、明代以降に儒教の宗教化と三教一致的な道德実践化が同時進行する風潮の中で、隆盛を極め広く読まれていた。筆者はこれまで、日本陽明学の祖と呼ばれる中江藤樹（一六〇八―一六四八年）、浄土真宗の僧侶であり仮名草子作家でもある浅井了意（生年未詳―一六九一年）がそれぞれどのような姿勢で中国善書を取り入れたのかを明らかにしてきた。^① そうした中で、朱子学者であり医者でもあった藤井懶斎が『大和為善録』の編著により中国善書の日本化を進め和解本善書を創作した極めて重要な近世前期の知識人の一人である、呉震氏によって評価されていることが分かった。^②

しかし、呉氏も含めてこれまでの先行研究においては、東京大学霞亭文庫に最も流布した版本の所蔵があると確認されたにもかかわらず、『大和為善録』の説話内容に対してあまり考察されてこなかった。翻刻文の欠如はその原因の一つとして想定される一方で、全文翻刻がなければ懶斎による中国善書の取り入れ方や和解本善書の創作が分からない。翻刻して活字テキストをつくることで、くずし字読解に余力を持たない研究者や一般の方がアクセスしやすくなる。こういった判断から、東京大学霞亭文庫電子版としてネットで公開されている正徳三年（一七一三）版の『大和為善録』の翻刻に着手する次第である。作業途中で画像が判読しやすく翻刻掲載許可を得た東洋大学附属図書館所蔵本に切り替え、最終的には後者を底本とした。

所見本はすべて同板でどちらも後印本であるが、書誌情報に相違が見られる。後者は「正徳三年癸巳年九月吉祥日浪花 書林 安井弥兵衛」と示された一方で、前者はその書肆名が削られ「安永三年甲午正月吉日 大坂 心斎橋塩町 原平兵衛」という奥付が付されている。

二 底本

前述のとおり、東洋大学附属図書館所蔵本は正徳三年（一七一三）、大坂の書肆・浪花書林の安井弥兵衛によって出された。三巻五冊で、いずれも大きさは縦二十三センチ、横十六センチである。東洋大学附属図書館貴重書デジタルコレクション・哲学堂文庫において古典籍、具体的には国漢書・修身道話部に分類され、「を3左20 T1818」という分類番号が付されている。

本書は漢字平仮名交じり本で、自序の末尾に「つちのえたつの秋の末つかた、よもぎが柚人、ミづからは是をいひて、此ふミつくるむねをのぶとそ」と記されているように、元禄元年（一六八八）九月頃に執筆されたものである。

初版が刊行されたのは元禄二年（一六八九）であり、正徳三年（一七一三）、明和四年（一七六七）と版を重ねた。国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」⁴によると、本書は写本が一冊あるほか、版本が十九も現存している。また、類書は三種ある。一つは、『大和為善録』の改題改竄本とされ、葛飾北斎の挿絵が付けられた『和漢陰陽伝』である。これも文政七年（一八二四）、天保五年（一八三四）、天保十一年（一八四〇）などと伝えられているように、十五ほどの版本が見られる。そのほか、刊年不明の版本もいくつか見られる。二つは、筑波大学附属図書館所蔵本である『訓導必携修身傳』である。これは『大和為善録』の改題本とみなされ、明治七年（一八七四）七月に耕養堂によって刊行された。三つは、明治一〇年代に学校の修身教科書として使われ、今日に至っても現代語訳等の版本が出版されている『和語陰陽録』である。本書が藤井懶斎著『大和為善録』を引用していたことも先行研究⁵において指摘されている。このように、藤井懶斎著『大和為善録』は江戸前期以来の長い歲月の中で読まれ伝承されてき

たが、これまで『大和為善録』の翻刻は一度もなされていないのである。

三 著者

本書の著者は京都の朱子学者・藤井懶斎である。懶斎の生い立ちに関する戦前の研究として、『日本道學淵源録』(卷一)^⑥や『先哲叢談』(卷之四)^⑦が最もよく知られている。その後、大倉精神文化研究所の研究紀要『大倉山論集』第四輯に掲載された二見田鶴子『蔵笥百首』翻刻と紹介^⑧の中でも紹介されている。また、勝又基『親孝行の江戸文化』の第四章「藤井懶斎伝——いかに『本朝孝子伝』は生まれたか」^⑨においては、懶斎の生涯が年単位で具体的に明らかにされている。本稿では、これらの先行研究を踏まえつつ、『国書人名辞典』第四卷^⑩も参考にして彼の生涯に簡単にふれておこう。

藤井懶斎は讃岐国高松(現在の香川県高松市)真行寺の住職・了現の子として生まれたが、その生没年については諸説があり確定されていない。一説には、彼が元和三年(一六一七)に生まれ享年九三歳で没したという^⑪。名は臧、字は季廉、通称は玄蕃、別号に伊蒿子、懶斎、よもぎが柚人などがある。懶斎は寛永十九年(一六四二)より医学をもつて筑後国久留米藩(現在の福岡県久留米市)に仕え、延宝元年(一六七三)致仕を願い出て、延宝二年(一六七四)の秋、久留米を離れ三十年以上の藩医としての生活を終えた。京都へ戻った懶斎は、もっぱら隠棲的暮らしを楽しみ、儒学者・文学者として旺盛な著述出版活動に取り組んでいた。致仕以降最期を迎えるまでの三十年余りの人生の中で、懶斎は、『蔵笥百首』、『本朝孝子伝』、『仮名本朝孝子伝』、『徒然草摘議』、『国朝諫諍録』、『二礼童覧』、『大和為善録』など、後世にまで遺る作品を著した。『大和為善録』は、日中両国の歴史に名を残した五十九人の善人の

善事を編著した勸善書であり、刷りと改版を重ねるほど近世日本の民間社会に大いなる影響を及ぼした。

四 典拠

『大和為善録』は上・中・下の三巻で構成されている。各巻に収載されている人物の善事の具体的な内容に関しては、翻刻で掲載しているので、そちらを参照されたい。本文から見てとれるように、上巻は中国の『為善陰騭』、中巻も中国の『太平御覧』、『事文類聚』、『迪吉録』などから説話を収載している。下巻は日本の古代・中世を生きた人物の善事である。

上巻は『為善陰騭』から「世にひろくつたへまほしきを」二十八話選出し、「からのほんのまゝにてハ（中略）よまざらむことをおそれて」、元来の漢文を日本語に移し替え、その内容を絵にも表した。懶斎は、序文において『為善陰騭』の活用を次のように明らかに記している。それは、「大明永楽のすべらみこと、ミづからえらひあつめさせ給ひし為善陰騭ぞ、ことにあはれハふかき。やつかれ、これをうかゞひよみて、その人々の善行をおもふに、或ハ感じて泪おち、或ハはちて汗ながれ、或はいきどをりて齒をかまれ、或ハくゐて臍をくふ」というのである。

『為善陰騭』は、中国明代第三代皇帝・朱棣（一二三六〇―一四二四年）によって編著され、民衆を教化し明王朝に長らくの太平と安定をもたらすことを目的とした勸善書である。本書は十巻構成であり、春秋時代の孫叔敖（生没年不詳だが、一説には紀元前六三〇―紀元前五九三年¹²）から明王朝の開国功臣である徐達（一三三二―一三八五年）らまで、幅広い時代から百六十五条の説話を選定・蒐集している。これらの説話は、絶えず善行を積み重ねた結果、自らが善報を受け子孫にも幸福を与えたという趣旨で述べられている。各説話の末尾には、明成祖の論評と賛美詩が付

されている。書名は『書経』の「洪範」にある「惟天陰騭下民」に由来しているとされる。すなわち「天が黙して言わずとも人民に安定をもたらす」という。

中巻は「一 王義方」の表題の下に「是より下ハ太平御覽事文類聚廸吉録などいふ書の中よりとりぬ」と標註されている。

『太平御覽』は北宋の李昉らが勅を奉じて太平興国二（八八三）年（九七七）〜九八三（一〇一三）年に編集した百科事典であり、天子の御覽に供したことから『太平御覽』と命名された。天地・皇帝・州郡・封建・職官・疾病・妖異から儒・道・釈まで五五部に分け、あらゆる事物を網羅している。

『事文類聚』は宋代の祝穆によって淳祐六年（一二四六）に編纂され、古今の群書の要語・事実・詩文などを収集・分類した類書である。

『廸吉録』は、崇禎四年（一六三二）に刊行され、中国福建省漳州府平和県出身の郷紳・顔茂猷（一五七八〜一六七七年）によって編著された勸善書である。書名が『書経』の「大禹謨」にある「禹曰、恵廸吉、従逆凶、惟影響」に由来しているとされる。すなわち「善道に従えば吉事があり、悪道に従えば凶事があるのは、影が形に従い、響きが音に應ずるように確かで明らかなことである」という。茂猷は、官民問わずに皆、因果応報に従うものであり、自ら積善を行い、人に勸善を行うように常に努めることこそが人生における一番大事なことだという趣旨を『廸吉録』で一貫して主張した。本書は首巻と本文の八巻から成り、『為善陰騭』と同様に、歴史的な事例を大量に引用し説話の末尾に著者の評論を付け加えて、因果応報を宣揚し勸善懲惡を訓戒することが特徴である。

下巻には、全十三話が収載されており、取り上げられた日本人の善人も典拠がさまざまである。第一話の「淳和皇后」は「三代実録に見えたり」、第二話の「右大臣良綱」は「是も国史にでたり」、第三話の「滋野朝臣貞主」は『文

徳実録』、第四話の「左大将仲平」は『宇治拾遺物語』、第五話の「大江定基」は『古今著聞集』、第七話の「青砥藤綱」は『太平記』、第八話の「南都悪僧」・第九話の「原中宿女」は『沙石集』、第十話の「古田大膳太夫」は『大閤記』、第十一話の「勢州川田氏」は「植木交庵かたる」、第十二話の「不破民部」は「中素軒かたる」、第六話の「北条時頼」・第十三話の「橋本松斎」は典拠を言及していない。このように、下巻は既存の書物からの引用だけではなく、聞書きも含まれていることが特徴である。

五 内容

『大和為善録』序文によれば、本書の成り立ちには、世の人は我が家に禍がなく福があるように願う者であるという背景がある。しかし、善を行わず、悪を恐れずに、福があるように願うだけでは、いくら願っても願う通りにならない。それは、米の種を蒔かずに稲穂が実るように願うことと同様である。今の人はたいいてい利欲の塵にけがれ、明德の鏡がかきくもると、なくしてはいけない善に疎く、恐れるべき悪とは親しくなる。善を為すべき道を行うには、懶斎は、「たゞむかしの善人の跡をとめて、つとめてそれにならふよりよきはあらし。その跡しるしをみつけるふみ世におほし」と主張している。各々の説話に関しても、懶斎は人物と内容の取捨選択を行った。

人物の選別にあたって、それぞれの人物の身分情報を逐一整理すれば、懶斎のこだわりが一目瞭然となってくる。上巻において、全二十八話のうち、第十二話の「李珣」は米商人であるが、ほかは皆官職を持つ役人である。中巻は十八話のうち、三分の二は士大夫である。ほかは、第三話の「姚氏」が皇帝に表彰された義婦、第十二話の「王商」・第十四話の「瞿嗣興」が商人、第十六話の「呉舟師」は船人である。第十七話の「章氏妻」・第十八話の「羅夫人」

は官人の母親である。下巻は十三話あり、約八割が政治や経済において力を持っている支配層である。ほかは、第九話の「原中宿女」が宿の女、第十一話の「勢州川田氏」が「下賤の士」、第十三話の「橋本松斎」が家臣の子である。要するに、懶斎は儒教を治世の教えとして、積極的に現世に奉仕し実際の政治に参与し、現実社会の改善に自ら努めなければならないと強調したのである。ここからも、彼が朱子学者としての立場を保ち実践に努めるという取組みの姿勢が見えてとれよう。

内容の選別にあたって、紙幅の都合上、一つだけ具体例を挙げてみる。翻刻で掲載している上巻・第二話「伏湛」と比較検討するために、ここでは『為善陰騭』において説かれた「伏湛分俸」¹³を次のように示す。

伏湛、字恵公、琅邪東武人、為平原太守。更始時、倉卒兵起、天下驚擾。湛謂妻子、曰、今民皆饑、奈何獨飽。乃共食麤糲、悉分俸禄、以賑鄉里。來客者百餘家。後官至司徒、封不其侯。食邑三千六百戶。卒。子隆為光祿勳、翁嗣爵。孫瑗為郎中、晨位特進。曾孫無忌為侍中、屯騎校尉。玄孫質為大司農。

伏湛忠厚長者、當干戈擾攘之時、不忍獨飽、分粟以濟饑者、與妻子共食麤糲。夫遭世多艱、流離饑饉、孰不欲積聚、以為全活計、豈肯輕捐所有以與人。湛乃無一毫私己之慮、視人之饑甚若己之饑。故寧其心、麤糲而不辭。噫、比其所為、有過人者矣。世之貪鄙之徒、視民艱苦、略不經心。拔一毛以利人、猶且不肯、況望其能如此乎。此湛所以卒踐顯要、列爵封侯、累世榮昌。天於為善之報、何其厚耶。詩曰

漢李風塵盜賊生 平原餓殍遍空城

不逢太守能分祿 無復生全見太平

又

妻拏麤糲過饑年 分俸周人德義全

不但司徒兼爵士 滿門朱紫及曾玄

『為善陰隲』 卷之一・伏湛分俸

このように、『大和為善録』は『為善陰隲』の叙述形式、すなわち説話の末尾に論評を付する形式を踏襲したことが分かる。しかし、懶斎は伏湛の人物像を忠実に再現したと同時に、中国種説話を伝える際の分かりやすさへの考慮や、読み手の心に響くような表現の技法を盛り込んでいたということも読み取れる。

六 思想性

『大和為善録』では善心を持ち、善をなすべき道を行うようにすれば、善報が与えられるという主張が一貫している。それを訓戒するために、懶斎は、序文において「いかに月日神仏のあはれさせ給ふとも、まかぬ種のよねをハたまはらざれば、易にハ余慶余殃をときたまひ、詩にハミづからもとむと詠じ、書にハこの影ひびきのこととしるされ、孔子はいのるにところなしとのたまひ、わが北野の神は祈らすとてもとぞよみ給へる」というように明記し、心に誠意を持ち道理にかなった行動をとることの重要性を説き示した。ここで見られる引用文は、儒教の経書の中で特に重要とされる四書五經に由来するものが多くあり、また日本人の暮らしの中から生まれた神道信仰に由来するものもある。具体的には次のとおりである。

・「易にハ余慶余殃」とは『易経』にある「余慶余殃」のことであり、これは、「積善之家必有余慶、積不善之家必有余殃（積善の家には必ず余慶あり、積不善の家には必ず余殃有り）」（『易経・坤卦』）に呼応する。

・「詩にハミづからもとむ」は『詩経』にある「自ら求む」を指しており、これは「永言配命、自求多福（永く言れ

命に配し、自ら多福を求む」(『詩経・大雅・文王』)に由来している。

・「書にハこの影ひびきのことし」とは『書経』にある「影響きの如し」という言葉に呼応する。これは、「恵迪吉、従逆凶、惟影響(迪に恵へば吉にして、逆に従へば凶なり。惟れ影響のごとし)」(『書経・大禹謨』)に呼応し、また前掲した『迪吉録』の書名由来とされる『書経』の出拠とは一致している。

・「孔子はいのるにところなし」とは儒教で最も尊敬される孔子及びその子弟の言行が記録された『論語』に由来し、「獲罪於天、無所禱也(罪を天に獲れば、禱る所なきなり)」(『論語』八佾第三の十三)に呼応する。

『易経』『詩経』『書経』『論語』が代表する四書五経のほかに、懶斎は、日本における学問の神様としてまつられている菅原道真の教条も引用した。

・「わが北野の神は祈らすとても」とは、「心だに誠の道にかなひなばいのらずとても神やまもらむ」という菅原道真の歌を指している。

このように、序文に取り上げられた四書五経にある言葉には共通している趣旨が見てとれる。すなわち、善の道にかなう善い事を積み重ねるようにしていけば、期待せずともその報いとして必ず幸福が訪れ、ひいては子孫にも幸福を与えられる、ということである。こういう意味からすると、懶斎において、儒教で説かれる善道は、日本古来の信条「誠の道」とも相通じている。ここでは二つ想起された。一つは、『為善陰陽』と『迪吉録』とは三教合一や陰陽果報といった勸善書の思想的特質を成立背景に秘めていることが共通している。二つは、藤井懶斎は仏教を非難する朱子学者ではあるが、儒仏道の融合が見られる中国善書を『大和為善録』に取り入れた勸善思想の宣揚者でもある。これらを併せて考えれば、本書は懶斎における仏教態度の変化を捉えるために不可欠な書物であると言える。

- (1) 拙稿「中江藤樹の女子教育思想——『翁問答』と『鑑草』に見られる孝思想の一貫性を中心に——」(『日本語日本文学』第四七輯(輔仁大学日本語日本文学編輯委員会、二〇一八年) 四一〜六一頁)。同「浅井了意における中国明末善書文化の受容——顔茂猷著『迪吉録』を中心に——」(『日本文化学報』第七九輯(韓国日本文化学会、二〇一八年) 一〇九〜一二七頁)。
- (2) 呉震「顔茂猷思想研究——十七世紀晚明勸善運動の一項個案考察」付録「中国善書在近世日本的流行及其影響——以顔茂猷与中江藤樹的思想交涉为中心」(東方出版社、二〇一五年) 三七〇〜三九三頁。
- (3) [http://kateibunko.dl.icu.tokyo.ac.jp/katei/cgi-bin/gazoc.cgi?no=1147&top=1\(1\)1019年十一月十三日最終閲覧](http://kateibunko.dl.icu.tokyo.ac.jp/katei/cgi-bin/gazoc.cgi?no=1147&top=1(1)1019年十一月十三日最終閲覧)
- (4) [http://dbrecnjl.ac.jp/KTG_W_62055\(110110年一月八日最終閲覧\)](http://dbrecnjl.ac.jp/KTG_W_62055(110110年一月八日最終閲覧))
- (5) 肖琨「『陰陽録』の近代における展開——明治期を中心に——」(『立命館文学』第六六〇号(立命馆大学人文学会、二〇一九年) 一七三〜一八四頁)。
- (6) 大塚静編輯、千手興成校補、楠本宇嘉増補、楠本正翼校字『日本道学淵源録』(卷二)(日本出版所出版部、一九三四年) 下六七〜下六八頁。
- (7) 原念斎著、源了圓、前田勉訳注『先哲叢談』(卷之四)(平凡社、一九九四年) 一七九〜一八六頁。本書の原本は、文化一三年(二八一六)の刊。
- (8) 二見田鶴子「『蔵寄百首』翻刻と紹介」(『大倉山論集』第四四輯(大倉精神文化研究所、一九九九年) 二八九〜三四八頁)。
- (9) 勝又基「親孝行の江戸文化」(笠間書院、二〇一七年) 第四章「藤井懶斎伝——いかに『本朝孝子伝』は生まれたか」二八三〜三九一頁。
- (10) 市古貞次ほか編『国書人名辞典』第四卷(岩波書店、一九九八年) 一七三頁。
- (11) 船木麻由「藤井懶斎の文学観」(『香椎潟』第三三三号(福岡女子大学国文学会、一九八七年) 五三〜六六頁)。
- (12) 徐家久「孫叔敖与芍陂(安豊塘)」(『大衆文藝』二〇〇八年〇九期(河北省群衆芸術館、二〇〇八年) 一六二〜一六三頁)。

(13) 朱棣『為善鸞陰』卷之一（直隸監察御史刊、一四一九年）下二六～下二七頁（国立公文書館所蔵「内閣文庫」三〇八・四三）。

【凡例】

- 一、翻刻掲載許可を得た上で、底本には東洋大学附属図書館の所蔵本を用いた。
- 一、文章は、全文の翻刻を行ったが、絵については収載しなかった。
- 一、本文は、底本の忠実な翻刻に努めたが、読解の便宜を図るため、次の方針をとった。
 - 1、特殊な漢字は、原意を損なわない程度に常用漢字または通用の字体に直した。ただし、江戸時代に一般的に慣用された直（値）などの誤字・宛字はそのままとした。
 - 2、振り仮名は底本に忠実に従った。
 - 3、読みやすさを考慮して、本文には適宜、句読点を付した。
 - 4、本誌のレイアウトに合わせるため、原文一行あたりの文字数を改めた。
 - 5、各節の間を一行分開けた。
 - 6、各節が物語の本文と著者の評論に分かれているため、物語の本文である段落の頭を一字下げ、著者の評論である段落は一字下げ、頭はさらに一字下げた。

【翻刻】

大和為善録序

世の人、わが家に禍なくして福あらん事をねがはざるはなし。ねがひて善をなさず悪をおそれざるは、たとへば、南へゆかんとおもふ人の轡を北にむかふるがごとし。いかにしてねがひのこしくならむ。ねがひのごとくならむとて、月をおがミ、日をまち、神仏に祈る人、またおなし。その身に善をハなさて、月日神仏にさいはひをいのるは、たとへハ、よねの種をバまかで稲葉しげらんことをねがふがごとし。いかに月日神仏のあはれさせ給ふとも、まかぬ種よねをハたまはらざれば、易にハ余慶余殃をときたまひ、詩にハミづからもとむと詠じ、書にハこの影ひびきのことしとしるされ、孔子はいのるにとこなしとのたまひ、わが北野の神は祈らすとぞよみ給へる。しかハあれど、今の人おほやう利欲の塵にけがれ、明德のかがみ、かきくもれば、なしぬべき善にハうとく、おそるへき悪にはしたし。いとかなしきわざならずや。善をなすべき道いかん。たゞむかしの善人の跡をとめて、つとめてそれにならふよりよきはあらし。その跡しるしをみつくるふミ世におほし。中にも大明永樂のすべらみこと、ミづからえらひあつめさせ給ひし為善陰騭ぞ、ことにあはれハふかき。やつかれ、これをうかゞひよみて、その人への善行をおもふに、或ハ感じて泪おち、或ハはぢて汗ながれ、或はいきどをりて齒をかまれ、或ハくみて臍をくふ。此おろかなる心をだに、かく引おこし侍れば、もとよりさかしき人の是をよみ見舞に、いかでその益すくなからむ。これによりて此ふミ世にひろくつたへまほしきを、からの本のまゝにてハ市町野山のいやしきが、よまざらむことをおそれて、此ころひそかに倭語にうつしかへ、其さまを絵にあらハし、つゝめでに又類をなじくて、ことふミに見へたるをも、これかれク

ハへまし、末^{すゑ}にハ、これらの人の中に、求^{もと}えたるをなん、しるしぬ。人の伝^{でん}、すべて六十にひとつをかく又伝のしりへことに、ひそかにをのがこゝろをつけて評^{へう}論^{ろん}にかたどる。巻^{まき}ハわかちてみつとなし、名づけてやまと為^い善^{ぜん}録^{ろく}といふ。是、われまたく事をこのむにあらず、我も人もたゞ善をするにかたきが、なげかしければ、せめてハ、かゝる事をしでだに、その道のしるべともなさばやと思ふなりけり。人あり、とふていハく。此ふミの為善陰鸞^{いんろう}を諷^{ふく}する所、本書に見くらぶれハ、人もかけ事ももれぬ、いかでつぶさには、うつしとらざる。こたふ。人はその行状^{ぎやうじやう}の似^にたるをのぞき、事ハ其しげきをそぎ、あやしきをはぶく。これ世の人のよむにそまず。兼^{かね}て怪異^{くわい}をかたらざらむことをこひねがひてなり。他書^{たしよ}ならびに我國のふミにとるも、又おなじ。たゞくり返し是をよみて、むまくその心にしめバ、人となとのすくなきは憂^{うれ}とするにたらざらんか。つちのえたつの秋の末つかた、よもぎが柚^{すま}人、ミづから是をいひて、此ふミつくるむねをのぶとぞ。

一 孫叔敖	八 狄仁傑	十五 錢若水	廿二 憑商
二 伏湛	九 郭震	十六 陳堯叟	廿三 朱軾
三 王丹	十 裴度	十七 查道	廿四 葛藟
四 李善	十一 崔郾	十八 韓魏公	廿五 張八公
五 袁安	十二 李珣	十九 王曾	廿六 蔣生
六 王忱	十三 孫泰	二十 王質	廿八 鄭叔通
太和為善錄上目録	十四 鍾離瑾	廿一 胡宿	廿八 張孝基

大和為善録上

一 孫叔敖

孫叔敖は、もろこし、楚といふ国の人なり。おさなきころ、ひとり出てあそびて、あと先にかしらのつきたるへびを見けり。これを両頭の蛇りやうとうのへびといふ。其頃の人、両頭の蛇を見つけたるものハ、かならず死すとなんいひならハせり。叔敖おもひけるは、われ幸なくて此へびに見あひたれば、この身ハ死をのがるへからず。されバとて是を又こと人に見せて、その人をも死なせむ事ハ不便なれば、ころしてかくさばやと思ひて、おそろしかりつれど、ちかくよりて其へびをたゝきころして、土にうつミて家にかへり、うちしほれたるありさまにて、物をもくはでぞありける。母あやしミてその故をとへば、叔敖うちなきて、人つてにいふ両頭の蛇を見るものハかならず死すと、われ今日これを見る。母にわかれてしぬべきがかなしきなりといふ。母又とふ其へびいづかたにあるやと。叔敖、人のミン事のうたてさに、ころして土にうづミ侍りとこたふ。母是をきゝていはく。かなしまざれ、なんぢ、死なじ。陰徳あれハ陽報ありといひつたへすや。又、こと人の見てしなん事をかなしミて、ころしてうずみたるほどの善根をバ、天道いかですて給ハん。なんぢ大なるさいはひをえんぞといひなくさめけるが、案のごとくその身つゝがなく、おとなしくなりて後、其国の令尹れいゐんと云、たかき位くらゐにのほり、家とみさかへ、いのちもながく、子孫もおほかりけるとなん

陰徳あれば陽報ありとハ、ひそかに人のためによき事して、その事あらハさざれば、人はしらざれとも、天にハ必知られまいらせて、さいはひをうくるを云なり。ふるき物がたりにかくれたる、信あれバあらはれての利生といふがことし。されバ、人の善をなすに、此陰徳をすぐれたりとする故は、人にしられて人のためよき事すれば、その人よろこびて返報す。しかればかならずしも天のめぐみをうけず。人のためよき事して、人にしられざれば、人は返報せざれとも、天かならずめぐミをたれてさいはひ、せさせ給ふなり。人の返報をうけんより、天のめぐみに

あひたるがまさるましきや。もし人ありて人の返報は、ちかくたしかなり。天のめぐみハおぼつかなしといはゞ、ひそかに悪をなして身をほろぼすものを見るべし。人ハしりがたき事といへど、天たちまち其悪をあらはして、人の手をかりて首をきり給ふ。これをうち返して見る時、善をする人の天にめぐまるゝがたしかなる事をバしらむ。此ことはりにくらきがゆへに、人ミな陰徳をつむ事なく、おほやう人の見きく所にてハ、人のためよき事をも、いひおこなへど、人しらぬあたりにてハしからず。もし又人しらぬあたりにて、わつかにも善をなせば、はやくその善を人にしられん事をもとむ。是を陰徳といはんや。さても叔敖、いとおさなくて両頭の蛇を見て、我身のしなん事をなげきて、心のいとまなき内に、又、他人の是を見て死ぬべき事をかなしミ、たれにしられんともなくて、つとめて蛇をころし、土にうづミてかくしけるハ、まことにいミじき陰徳なれば、いかで陽報なかるべき。

二 伏湛

伏湛は、漢の平原といふ所の守護にて、その家ゆたか也。天下大乱のころ民みな食物にとぼし。伏湛わが妻子にいはるハ、今此所の民ミな飢たり。わが家ゆたかなりとても、いかでつねの食物をもちゐんと、終にその身も妻子もみな朝夕きハめてあらし食物をくひ、知行おさまれハ家になくてかなハさるほどハとゞめ置て、外はことゝく民にほどこしけり。伏湛の家に來りてやしなハれ居ける民も百余かまどゝなんしるせり。

とめバ其とみをおとさじと物をおしミ、まづしけれバイよゝおしむ。是平人のつねの心也。又、よき食物になれたる身の、にハかにあしき食物くふも人のしかたき所なり。然るに伏湛、わが守護する所の民の困窮をあはれミ、物をほどこしておしまざるのミならず、最愛の妻子もろ共にあしき食物くひける事、まことに有がたき心さしならずや。食だにしかり、その外の儉約おもひやられたり。世の人、飢饉のころなど、うへこゝへたるものを見てハ、

あなあはれとて物をほどこすもあれど、伏湛ふくたんのときハたぐひまれ也。

三 王丹わうたん

王丹は、漢かんの京兆下邳けいちようかけいと云所の隱者いんじや也。人のとほしきをすくふ事をこのミ、人の其わざをよくつとむるをよろこぶ。されハ下邳かけいの民の耕作かうさくするころハ、王丹わうたんかならず酒さけさかなを用意よういして、田のくろに出て、よくつとむるものにすゝめ、つとめにおこたるものにハ酒もさかなもすゝめず。是によりて、おこたるものども王丹にはぢて、後ハミなよくつとめける程に、里にとまざる民たみもなかりき。その内なをいたづらなるものあれば父ちちや兄あにとはかりて、せめしりぞけぬ。死する人あればかならず物をおくりてあつく喪葬さうさうせしめけり。かくのごとくする事十年にこえて、いさゝか、かはらず。後ハめされて帝みかどにつかへ、太子太傅たいしのたいふといふ官くはんまでのほりて、いとめでたくおはりけるとぞ。

本書のこの論ろんにはく。世に郡邑ぐんゆうの守護しゆごとして、民に少すこのたすけをもなさざる人あり。それ王丹わうたんに、はぢざらんやと予よおもへらく。王丹わうたんはじめハ禄ろくもなき隱者いんじやの身にて、わが財ざいをつくして民をめぐめり。然るに郡邑ぐんゆうの奉行代ぶぎやうだい官くわんとして、其民をめぐミたすくる心なきハ、まことにはづべき事にこそ。

四 李善りぜん

李善りぜんは、漢かんの南陽なんやうの李元りげんといひし人のしもべなりしか、李元りげんハ家疫癘あきれいをやミてみな死しして二三歳さいの孫一人のこれり名をバ統祖ぞくそとなんいふ。李元りげんが家、もとより大にとみて下人おほし。下人ども統祖ぞくそをころして家内の財宝ざいほうことくわけとらむとす。李善りぜん此ありさまを見てひそかに統祖ぞくそをかきおひて、にげて山中にかくれ、心をつくしてそだてけるほどに、ゆへなく年十あまりになりぬ。李善りぜんつれて山をいで、あがたの奉行鍾離意しゆりいといふ人に、事の次第しだいつづさにつ

げ、れば、鍾離意すなはち、かの李元が家財横領せし下人どもを、こと／＼くらへて、きりころし、続祖に家をつがせにけり。そのころのみかど光武皇帝これをきこしめして、ふかく李善が忠に感じ給ひて、めしあげられて、太子舎人と云官人にぞし給ひける。

人は、たかくもあれ、いやしくもあれ、たゞ心のまことほど、たうとき物あらじ。李善をのが朋輩みな主人のたからをうばひ、主人の孫をころさんとするを、たゞひとり引たがへて、孫をつれて山中にかくれ、終にハ又出で、かの悪人どもをころし、主人の家を相続す。士にだに、かゝる人はまれなり。人のしもべとして、かくのごときはたらき、かへす／＼ありかたき心のまことにこそあなれ。

五 袁安

袁安ハ、後漢の明帝につかへて楚郡の太守となれる人なり。時に楚王むほんによりて楚国の人々籠者となり、せめをうくるもの数しらず。ことはりあれどもきゝ入るものなくて、ひたすら考問するほどに、其くるしみにたへかねて、いつはりて罪におちて死をまつ人おほかりけり。袁安これをはかりしりて、いとあはれに思ひければ、楚国にくだりつきしころ、まづひとやに行て委細に籠者をせんさくして、むほんにくミしたりといふたしかなる証拠なきをバ、みな籠より出しぬ。太守の下につける官人ども、是ハいかなる御事せさせ給ひ候や、一人も出し候てハ、われ／＼も同罪にこそおこなはれ侍るべけれと咤あへれハ、袁安もし御とがめあらハ太守一人その罪にあたるべし、なんぢらにハかけまじきぞといひて、いのちたすくるもの四百余家なりし。さてその道理をあかして、一々上に申しかバ、みかどきこしめしわけられて皆ゆるされけるとなん。

袁安がこの事、みかど御ゆるされもなくハ、四百家の罪人にさきだちて、わが身死すべきと思ひさだめてこそは

からひつらめ。仁なるかな勇なるかな。それ物のいたましき、無実にてころさるゝよりはなはだしきはなし。ひとりふたり是をのがるゝだにあるを、袁安がひとつにて四百余家の人々の無実の死をのがれしむ。此善根なゝ、たとへむ。袁安が身高位をきはめ、子々孫々にいたるまで、みな高官となりて、代をかさねてつかへたりしハ、げにとほりにこそ侍れ。

六 王 忱

王忱は、漢の広漢新都といふ所の人なり。京にのほりてありけるところ、人もなき家の内に、ひとりの病人あるを見る。これをとへば、遠国より来りて学問する人なりけり。王忱ふかくあはれミつかへぬ。病人やまひ急に成て王忱にいひけるハ、我ほどなく死すべし、腰に金十斤あり。是を其方へまいらする也。ねがハくは尸骸をよくとりおさめてたび候へといひて終にしにけり。王忱ゆくゑもしらぬ人なれども、たのまれたる事なれば、かの十斤の金の内、壹斤を用ひて葬具をこしらへ、尸骸ねんごろにとりおさめて、のこる九金の金をバ棺の下に入置て、ふかくうづミたり。死人の名ハ金彦といひて、洛県といふ所の人なりし。後にわうじゆん用ありて洛県にゆきて人とかたるとて、事のつゝに、かの金彦が事いひ出ければ、その人すなハち金彦が父にてありしが、その葬のありさまをきゝて感嘆にたへずして、ふかき御恩、久しく報じまいらせざる事の罪ふかさよとて、さまざま物をおくりけれど、王忱ひとつをもうけずしてさりぬ。此事世にかくれなくて、王忱が名たかくきこえ、終に、いかめしき官人となりて子孫もみなさかへけるとそ。

たゞ身ひとつの旅人の、又、しる人もなきが死にのぞミて、王忱を頼ミて、王忱其尸骸よくとりおさめたれば、その遺物王忱ならでとるべき人、又あらめや。其うへ臨終の時、是をまいらせ候といひてげれハ、その金ハあきら

かに是、王恠が物也。しかるをひとつもとらで棺の下にうづミたりし。その無欲の程、いはん方なし。人ハ誰も、かくこそありまほしきを、世にハ人の死を幸として、取まじき物を取もあり。返すべき物を返さぬものあり。これいかなること、ろそや。

七 許遜

許遜は、晋の武帝のときの人にて、旌陽といふところの守護となれり。旌陽の民ミな困窮して年貢をおさめえず。奉行代官これをせめはたるによりて、にげはしるもの尤おほし。許遜旌陽にいたりて、先わが黄金をおほく出し、ひそかに居所のうしろなる園にもたせやりて、こゝかしこ土にうづませをきたり。さて民の困窮はなはだしきものどもをよびあつめて、園にいれて掃除させけり。民ども草をけづり、木をうへかへて掃除するとて、みなかの金をひろひえたり。是によりて年貢をたてかへにげはしる事やみけるとそ。

人に物をほどこして、その人大よろこぶハうれし。さのミよろこばざるハうれしからず。これ平人の心はへなり。君子ハしからず。人に物をほどこして、わが恩ぞともしらぬをよろこべり。是すなハち陰徳なり。そのうへ君子は名をもとめず。人に物をほどこすハ無欲の名をもとむるに似るがゆへに、あらハにはほどこさざるなり。許遜が心のうちしりがたしといへど、ひそかに金をうつミ置て、もとよりありしやうにして民にひろひえさせしは、さだめて此おもはくならん。されバ、われらごときのものは、わつかに物をほどこせば鼻をたかくし、心におごり、其人ふかくよろこびされバ、わか恩をしらずやといかる。あさましきかな。はづかしきかな。

八 狄仁傑

狄仁傑は、唐の并州太原といふ所の人なり。朝につかへて法曹參軍といふ官にあげらる。時にきハめて遠き国へ勅使をたてらるべき事いできて、同官の鄭崇質といふ人、その役にさだまりぬ。鄭崇質老母ありて折ふしわづらへり。狄仁傑かれにいへるハ、其方にハ老病の母あり。万里の旅におもむかれん事、母子のなげきいかなかりかあらん。我にハさることなし、かはりて行べし、といひて、上に申て崇質をとめて、仁傑かの勅使をつとめられけるとぞ。

あつき火、子にはぬるハ人のならひなり。まして同職の友、同役の朋輩となれば、つねはたのもしけにいひかハせど、難義にあふてハおほやう変ず。されバ万里の旅の空、いかばかり艱難なるべきを、崇質母子がなげきのほどをおもひやり、身をわすれて、かハられける。仁傑の仁心いたれるかな。世の友たちにうすき人、是にはづる事あれや。

九 郭震

郭震は、魏州貴郷の人なり。年十六にて京にのぼりて学問す。こゝに親死して家まづしくて葬るべき力なきものあり。郭震がもとに來りて泣て合力をこひけり。郭震もとよりしる人にてもなかりけれどあはれに思ひて合力して、おもふまゝ、にはふむらせて、その人の名をもとハず。郭震と同学の薛稷、趙彦昭などいふ人これを見て、名もしらぬ人のために学問料みなうしなへることをそしりわらへり。されども郭震それを心とせず、貧窮にたへ忍びて、ひたすら学問をつとめ居けるが、十八にて進士にあげられ、後にハ安西の大都護などいふ高官にすゝみけり。

喪あるをかなしむハ学者の事にてはあれど、学問のために魏州よりはるく京へのぼり、その学問の料をみなかれにあたふるハ、平人の目より見てハ、まことに愚痴なるやうなれハ、薛稷、趙彦昭がわらへるハ、ことはりなり。

されども君子ハ仁義の心のおこるをまゝにおこなひて、あとさきをバ見はからはず。見はからはずとて、必しも、うへこゝゆる物にハあらず。けつくみはからひのすぎて義理をかく人、あしくすれハ、うへこゝゆる也。されバ郭震ハ高官にいたりたれど、それをわらひたる薛稷、趙彦昭ハ末さかへたりともきこへず。これ天道自然の報なり。たゞわが身ばかりを見て、人をあはれむ道しらぬ人、心をこゝにつけらるべし。

十 裴度

裴度は、唐の河東の聞喜といふ所の人なり。わかくておちぶれたり。洛中に人相をよく見る人あり。裴度ゆきてあひけれバ、人相もよからずといふ。ある時、裴度宿を立出て、香山の寺にあそびてたゞすみあけるに、ひとりの女房来りて、つゝミ物を堂の欄干にときて、仏をおがミ、何事をいのりけるにや、や、久しくて出さりぬ。見ればかのつゝミ物、なをもとの所にありけり。裴度これはさきの女房のわすれて置たる物ぞとおもへバ、追つきて、とらせまほしけれど、はいいづかたへゆきぬともしらず。さだめてもとめに帰るべし、そのとき、えさせばやとおもひよくまぼりてあけり。日すでに暮けれども女房来らず。力なくてとりて帰り、あけの日、又はやくもちゆきて、寺のほとりに待ゐければ、きのふの女房なくく来り。こゝかしこ物をたづぬるさま也。裴度何をかたづね給ふと、とふ。女房がいはく。わが父罪なくて罪におちいる。きのふ、さいはひに玉帯ふたつ犀帯ひとつ、あたひ千貫なるを、人にかりえてそれにて父が罪をあがなはんとせしけり。この所にてうしなひ侍る。今ハ父がわざはひ、のがるべき道なし。かなしさのあまり、もしやと来りてたづね侍るといふ。裴度すなはちつゝミ物をととり出でとらせにけり。女房是をうけとりて、なきて裴度をおがミ、恩にむくめん道なし、此玉帯ひとつをまいらせんと云。裴度わらひてうけず。名をもしらせでぞ、立わかれける。其のち、裴度又かの相人のもとへ、ふと行ければ、相人つくくを見てうちおどろきて、

貴方きほうの相さうおほきにあらたまれり。かならず陰徳いんとくありつらん。今ハ御みゆく末すえのさかへむほど、はかりがたしとなんいふ。案あんのごとく裴度はいといくほどなくて進士しんしにあげられ、それより御史中丞ぎしちゆうぜうといふ官くわんにす、ミ、次第しだいにのほりて終つひに高位かうゐをきハめけり。子五人あり、又みな父ちちにおとらす。

飢うへに食しよくにあへバ、はからずして先まうくひ、かはきて水を見れば、とハずして先のむ。裴度はいとおちぶれて、まつしき折しも、あたひ千貫なる物を、人のミずしらざる所にひろひえたるハ、飢うへたる時の食しよく、かハける時の水のごとし。しかるを、毛頭もうとうもわが物とせまくほしき心なく、其ぬしを待てかへしける事、清廉せいれんのいたり慈悲じひのきハまり、まことに言語ごんごみちたへたり。天にさいはひせられ、高位かうゐにのほり、今この世までに名をあぐるハ、げにことはりしるへこそ覚へ侍れ。さて又人相にんさうといふ物こそ不思議ふしぎなれ。あしき相さうも善ぜんをすればよきにあらたまり、よき相さうも悪あくをすれば変へんじてあしくなり、吉凶きつぐうこれにしたかふ事、裴度はいとを見てしるべし。

十一 崔郾さいあん

崔郾さいあんは、唐たうの武城ぶせいといふところの人なり。虢州かくしゅうのまもりとなりて、政まつよし。その家いへすこしも物をたくハへず。あれバあるかぎり、親類しんるい友だちのまづしきものにほどこし、あるひハ親兄おやきやうだい弟死して、はふむりえざるをきけバ、ことくく合力かうりきして、その事とげさせけり。さるゆへに、わが身ハ貧ひんきハまりて、其すミける家修理いへしゆりすべきやうもあらで、雨ふればもらぬかたなし。然れどもそれをバ心とせず、たゞほどこしをのミぞつとめける。後に禮部尚書れいほうしやうしよといふ官くわんにのほりてとみさかへ、あまたありける子ども、みなたかき位くらゐにすすみぬ。

人のためを先にし、わが身のためを後にするは、仁者じんしやの心なり。天かならず是にさいはひをくだしたまふ。人はともあれ我われだによくハとおもふハ、これ小人すうじんの心なり。天かならず是をにくみ給ふ。崔郾さいあん一生いしやうわが身のうえをバわ

すれて、たゞ人の艱難かんなんをすくはんとのミ思へり。ことはりなるかな、父ちちも子も、ともに高官かうくはんにす、ミ、大祿たうくにあけること。

十二 李珪りかく

李珪りかくは、廣陵くわうりやうと云所の米をあきなふおのこなり。身いやしといへど心きハめてきよし。其頃ころ世上の米あき人升ますをふたつにして、出すにハ小なる升ます、とるにハ大なる升ますを用ひけり。李珪りかくばかり升をひとつにして、殊にわが手前てまへよりはかりあたへず。米をかふ人に升をさづけて、ミづからハかりとらせけり。さて毎年まいねんわが家のつあえをかんがへて、父母ははをやしなふにとほしからぬほどなれば、その年の米のあたひの高下かうげをとはず、たゞやすくのミぞうりける。他の米あき人どもハみな是をもどかしと見けれど、かゝる積善しやくぜんの余慶よけいにや、もどかしと見る人よりも家のうちつねにとみけり。

こゝもとの米うる人を見るに、をのが買かひをける米おほければ、あはれ今年ことしハなりハひあしく人飢うへよかし。わが米たかくうらんとのおもふ。されば日てり水いで風ふき虫むしさすなどきけば、よろこびほこり、なりはひよしといへばはらをたつ。是いか成悪心あくしんぞや。さればとて米うる家ごとに富とみをいたすとも見へず。李珪りかくが冥加みやがあるにて見ればかれらハみな終つひに天罰てんばつをかふむるべき人か。

十三 孫泰そんたい

孫泰そんたいは、山陽さんやうといふ所の人なり。母かたのおばわづらひて死なんとする時、此おばにふたりのむすめありけるを、孫泰そんたいにたのミをくとて、姉あねハ目をやミてかた目となりたればなんぢか妻となしがたし。妹いもをかならず妻つまとせよといひ

てうせぬ。孫泰そんたいこゝろへ候とはいひつれど、姉あねをめとれり。人そのゆへをとへば、孫泰がいはいく。妹いもハかたちうるハしけれバめとる人おほからん。姉のかたわなるをバ我われならで誰たれかめとらんといへり。又ある時市いちに出てふるきくろかねの燈台とうだいを買かいて、もちかへりてみかきて見ければ、くろかねにてハあらで銀ぎんなり。孫泰そんたいすなはちもたせやりて市人いちじんにかへせり。又あるとき義興ぎこうといふところにて、ひとつのやしきを錢ぜに二百貫にひやくくわんに買かひて家いえつくりてすまと思ひて、かハりの錢ぜにをもちとくわたしてげり。さてその屋やしきのふるき家の内に住す来きたりたるものとも、みなく他所いそへうつるべしといふに、ひとりの老女らうにょ聲こゑをあげてなきかなしめり。孫泰そんたいあやしとおもひて是をとへは、老女がいはいく、我しうとめをやしなふて久しく此やしきこゝにあり。子孫こゝろおろかにして家いえをたもたず。終つひに屋やしきを他人たにんの物となす、かなしからずや。孫泰そんたいきゝていたうあはれミ、とかく思ひめぐらしして、彼老女かのらうにょがもとへいひやりけるは、われ俄にはかに京きやうよりめされて官くわんにつく。こゝにすむ事ことなりがたし。此屋このやしきをハなんぢか子こにあづけてまもらせむぞといひて、義興ぎこうを立たさり二たびゆかず。まことハ京きやうよりはめさゞれとも、屋やしきをかへさんといはゞ、老女らうにょかの二百貫にひやくくわんのかハりを、とゞめやかねんとおもひて、かくハいひけるとぞ。誠まことにためしすくなき慈悲じひ心しんなり。此人このひと年九十までながらへ、其子そのこハいかめしき官人くわんじんとなり。家いえとみさかへけりとなむ。

よき人の心こゝろにハわたくしなし。さるゆへに我われをわすれて人のためによき事ことするをこゝろよしとす。しからさればこゝろよからず。平人へいじんの心こゝろはみなわたくしなり。さるゆへにわが身みが身みがちなる事ことのミして、人のためにする事こととなればいさまず。其心こゝろいかでこゝろよからむ。此孫泰このそんたいがかたちよき女にょをハめとらで、かたわなるをめとり、くろかねとおもひて買かいたる銀ぎんを其もとへ返かへし、買かいえたる屋やしきを返かへしやりてそのかはりをもとめず。是こゝろみな我われをわすれて人のためにするものなり。心のうちいかばかりこゝろよからむ。平人へいじんも人なり。いかでかゝる心こゝろにならばやとおもハざる。ならばやとおもへばすなはちなる也。人の本心ほんしんに聖凡せいぼんのかハりなければ也。ならばやとおもハされバ一期いちごがあ

いだ、た、利欲のわたくしのミなれば、心の内こゝろよしとおもふ時なし。もしありとてもまことの心よきにハあらず。たとへば小瘡をやむ人かゆきとき思ふまゝにかきて、こゝろよしとおもへど、小瘡をやまぬ人のこゝろよさにハ、似るべくもなきがことし。

十四 鍾離瑾

鍾離瑾は、庠州の人なり。宋につかへて江州といふ所を守護せり。むすめあり許氏のよめにすべきと約束して、その用意のために下女をかへけるが、下女鍾離瑾がもとに來りてうちしほれなきかなしめり。鍾離其ゆへをとへともいはず。しゐてとはれていひ出けるハ、わが父は此所のむかしの守護なりしか、我五ツになりける時父母ともにうせて家ほろびよるべき方なきまゝに下人のもとにやしなはれぬけるを、下人をのが子として年ごろそだてをき、今わが君へ奉公申しむ。わが君の子をさばかせ給ふを見て、父の世をおもひ出て、おほへずなミだながれ候となんいふ。鍾離きゝて大におどろき、しりぬべき人これかれよびてくはしく尋とふに、まぎるゝかたもなけれハ、やがて此下女を引あげ衣裳をかへて、わがむすめといさゝかかはらずいとおしミ、つゐに許氏のもとへ使をたて、我ふりよに此所の前の守護のむすめをやしなひえたり。わがむすめの祝言をしばらくのべて、其用意の物にて、先この前の守護のむすめを何かたへもありつけ、其のち別に用意してこそわがむすめをバ、それへまいらせ候はんづれといひやりけれバ、許氏も又なみくならぬ人にて、是をあはれにおもひその返事に、何とてかくはうけたまはり候ぞ、用意も入候はず、たゞふたりともに給はり候へ。御むすめをバ約束のごとく宗領よめにいたし、前の守護のむすめをは次男の妻にいたすべしといひて、はやくとせめければ、鍾離よろこびて二女ともに許氏のもとへぞつかハしける。

凡夫ハ人の子の身の皮をはぎても、わが子の身につけたくおもふならひなるに、前官のむすめのおちぶれたるを

あはれミ、わがむすめのために用意せし衣裳手道具ことくかれにとらせて、先ありつけて、我むすめの祝言は時をのべてとおもへる。鍾離が仁心いひのぶるにことばなし。是をよむたびごとになミだおちずハあらず。かゝる善根する人も世にハありけりとしりて、人になさけうすき人、すこしは心をあらため給へ。

十五 銭若水

銭若水は、新安の人なりしが、同州の守護の下奉行となれり。其地に富たる民あり。人のむすめのおさなきを買とりてつかひけり。ある時このむすめ行方しらずなりぬ。むすめのおや守護に申てせんさくをこへり。守護すなはちひとの下奉行にいひつけてせんさくせしめらる。此下奉行さきに彼とみたる民に物をこふて、くれざるをうらみぬけれハ、よき事とそいできたれと、いろく無実をいひつけて、かのつかひ女をバころしけりとつぐる物あり。白状せよとてつよくせめる程に、民其せめの苦痛にたへかね、さる事もあるべしといへば、すなはちそれを守護に申て、すでに民がくびをきらんとしける時、銭若水うたがハしくおもひて、首きる事をいひのべければ、せんさくの奉行大きに腹をたて、若水殿はこの罪人に物をもらひてひみきせらるゝと見へたりといへば、若水うちわらひて、故なく人をしなせん事の不便さといひて、それよりわがわたくしの財宝おほくつゐやして、かなたこなたあなくりもとめて、つゐに彼つかひ女をえたり。若水すなはち守護のかたへひそかにつれゆきければ、守護おどろき急に女の父母をよびて見せられければ、是わがむすめなり、さてハころされざりけりとよろこびあへり。これによりて罪人ゆるされけり。罪人いそぎ守護にまいりて、君あきらかにおはしまさずハ、わが命いかでたすかり侍らん。ありがたき御恩徳にこそとなくくかきくどきければ、守護わが力にあらず。まつたく銭若水が功なりといへば、罪人たゞちに若水か家にゆきけるに、門をとちていれず。いくたび行てもたいめんもせず。罪人若水が家の外をめぐりて、聲をあけ

てなきさけび、恩徳の報じがたき事をいへど、き、もいれず、罪人せんかたなくて、おのが家におゐて万僧を供養し、若水が寿命長遠の法をおこなはせて報謝にぞそなへける。其後守護若水が此たびのはたらき、京に申のぼせて上へもきこへあげんといへば、若水かたくとめていひけるやうハ、わが此罪人に心をつくし侍るハ国に無実をかけて死するもの、なからむやうにとおもふばかりに候也。いさ、かきこへをもとむるにあらず。そのうへ此事ありのまゝに上にきこえなバ、初にせんさくせし奉行の何がし迷惑にやおよび侍らん。しからバ守護の御慈悲もかけ候べし。たゞ沙汰なくてやみ給へといふ。守護いよく感じけり。これらことく陰徳にあらずや。かゝる陰徳ある人に、いかで天の冥助なからむ。後二年ばかりありて京へめされ高官にあげられ、其母にも金銀を給ひ、二人の子をも太常奉礼郎といふ官人にぞなされける。

人に物をこひてくれざるをうらみて、無実をいひかけてころさんとする奉行あり。わが金銀をつるやし心をつくし、其無実をあらハして、命をたすくる奉行あり。ミな是人なり。たゞ一念のかはりにてひとりハ高官にあげられて、名を後の代につたへ、ひとりハいける世にハ面に唾をはかれ、身をあやうくし、死してハ千万年があいだ、人にくミきたなまる。善悪の報応まことにおそるへし。さて若水が此はたらき、一事といへともその善ひろし。無実にてしぬべき人をいかす、一なり。人のうしなへるむすめをたづね出す、二なり。無欲にて罪人の報礼をうけず、三なり。傍輩の悪をかくす、四なり。守護の慈悲をすゝむ、五なり。わが名誉を上にもとめず、六なり。

十六 陳亮叟

この人、嶺南といふ所のしをきにくだられしに、そのしをきに下る人にハ、さだまりてその所より大分に物をおくる。陳亮叟にもおくりけれど、すこしをもうけず。そのうへ年貢納所のきびしきをゆるめられければ、民大によろ

こぶ。又その所の人わづらへバ、祈祷のミして、くすりをのむ事をしらず。堯叟よき医書を板行させて國中へひろめられけれハ、薬をのミて病苦をたすかる人おほかりけり。又、嶺南は湿氣むしたて、あつけはなはだし、旅人などハ、病をうけて死ぬるものおほし。堯叟これをあはれミて、二三里に一ところ、川へ家をつくり置、柳をうへ、井をほらせ、さるべき調度どもをきて、道ゆく人をやすめけり。それより、やめるもの稀にして人皆よろこびにたへず。堯叟のする所、ミな慈悲心より出たり。をよそ民に上たる人、これをまねびバ、かならずほまれをとり、さいはひをうくる事尤かぎりなかるべし。

十七 查道

この人、号州といふところの守護になりてありけるころ、常に美物を食せず。たゞ野菜ばかりをくらひ、或ハ二度の食を一度食して、わが禄のあまりあらバ、すこしにても民をうるほさんとのミおもへり。飢饉の年ハ、すなはち、上へたてまつるべき米穀の倉ひらかせて、ゆたかに民をやしなへり。下奉行どもこは大事にて候、京へ御うかがひか、御ゆるされをうけて、御倉ひらかせ給へといへは、人物くハでいくばくの日数をかへん、もし御とがめあらバ我のミその罪にハあたらんぞといひて、おもふさまにほどこしぬ。又、官米をもつて粥を煮てあたへし事もあり。是によりて飢饉の死をのがれし民、一万余人とぞしるせる。

わが身はひとつなり。民ハ数千万人なり。身ひとつを儉約して数千万人をうるほし、身ひとつを刑罰せられて、数千万人をすくふ、これ君子の好むところなり。查道これをせり。平人は此うらをゆく。されバ数千万人害をうくれども、我身ひとつのために、それをかへり見ず。是天地神明のふかくにくませ給ふ所也。

十八 韓魏公

魏公、いミ名をハ、琦と申けり。宋の大臣なり。ある時、張氏なる女房の、ミめかたちよきを、錢三百貫に買とりて、妾となさんとおもひて、先その女の身もととはれければ、女まことをもつてこたふ。われはもと官人郭守義と申もの、妻に候が、守義人にさ、へられて官禄にはなれ、家の内みな餓死せんとし侍れば、身をうり侍るなりといふ。魏公き、てあはれにおもひ、身のしろ三百貫の錢をもたせて送りて、その家にかへさるゝとて、汝が夫の罪官禄にはなるべきほどの事にあらずは、上にうつたへて僉議をこふべしといひおしへてぞかへされける。女家にかへれハ、家にはかに富ぬ。又、夫の守義は、魏公のおしへにまかせ上へうつたへ申けれハ、其罪なきにさだまり、二たび官禄につきぬ。その、ち女は奉公のためとて魏公のもとへまいりけれハ、魏公女をわが前も出さず、人していはしめられけるハ、われ天下の大臣として官人の妻を妾とすべき道理なし。いそぎ帰て汝が家をおさむべし。又、三百貫の錢はなかくえさする也。つくのはんとおもふへからずとなん。女あまりのかたじけなさに、なミたせきあへず。かへりかねてありけるを、人々しゐてぞ追かへしける。

女を三百貫にかひて、ただ一目見ておひ返し、その錢をとハさるだにあるを、かれが夫の罪なきをたゞして、二たび官禄につかしむ。いかなれば君子の仁愛これまではいたるぞや。又、小人のうへよりいへば、色と財との欲ほどたちかたきハなし。此ふたつ魏公におゐてハ、露ちりのごとし。誠にいミしき君子なりかし。

十九 王曾

王曾は、宋の青州の人なり。わかきころ京にありて甜水巷と云所をとほられけるに、女の二人いたくかなしむ聲きこへけり。その隣の家に立より何事をなげくにやととはれければ、かれは小身の官人なるが、四万錢の引おひといふ

事して、出すべきものあらざれば、ひとりのむすめを旅のあき人にうりて、其錢にて官のおひ物をたてんとす。されば、けふあすに母子相わかれん事をかなしみ、もろともになげくに待るとこたふ。王曾いとあはれに思ひて、ただちに其家に入るとふに、隣の人のいへるがことし。王曾、むすめの母にいへるハ、なんぢのむすめを我にあたふべし。我ハ終に京に奉公すべきものなれば、母子の中もながくハへだつましきぞとて、四万錢にあたる程の銀をあたへられバ、むすめの母大きによるこび初にうりたるあき人に、むすめの身のしろつくのひ返し、むすめをバ、すなハち王曾にまいらせんとす。王曾、是より後三日に我かたへむすめをむかへとらんと約してかへられ、それより二たびその家におとづれせず。やがて国に下られしとぞ。王曾は後ハ、たかき位にのほり沂国公に封せられし人となん。

ある人問ていはく。王曾の此事、ことバをかやうにつくられずとも、たゞ不便なる程に錢をあたふと云べし。いかでさハいはれざるや。答ていはく。たゞ不便なるほどにあたふといへバ、仁者の名をもとむるに似てうるさければ、色欲やみ何やみのやうに人にはおもハせて。実ハわが仁心をおしひろめられる、也。さもあれ此人年わかく下官にて京におはし、頃ハ、財にもさだめてとばしかるへきに、一念の慈愛にひかれて、我身のようにハ露はからず、四万錢をあたへて、人の歎をとめられしハ、有がたき賢者ならずや。

二十 王質

此人、蘇州の奉行たりし時、その民むすめの縁をむすびて約束の時をすぐす。むこのかたより催促すれどはたさず。むこいかりて奉行所へうつたへければ、王質せんさくをとげけるに、むすめのおや家まづしく、事とのひがたくてのびゆくなり。王質あはれミて、わが錢おほくむすめのおやにあたへて、祝言と、のへしめたり。又、人のきる物をぬすミたるものをとらへ来れり。王質そのぬす人をせんさくするに、平生不義なく飢寒にせまりて、たま／＼

此事あり。王質わうしつこれをも不便ふびんにおもひて、そのぬすミたるきる物をバ、きる物のぬしに返し、わがきる物をぬす人にとらせてゆるしぬ。

約やくをたがへ、衣ころもをぬすむ。ミな罪つみすべし。されど、その故ゆへをおしきハめて、心よりなすにあらざれば、仁者じんしやは罪つみするにしのびず。王質わうしつたゞ罪つみせざるのミにあらず、銭ぜにをほどこし、衣ころもをあたふ。仁愛じんあいもつともふかし。

廿一 胡宿こしゆく

胡宿こしゆくは、常州じやうしやうの人なり。県あがたをおさめて民たみにあはれミふかし。つねにひとりの僧そうとましハれり。その僧石いしかハらを黄金わうこんとなす秘術ひじゆつをしれり。やミて死しせんとする時、胡宿こしゆくをちかつけて、わがこの秘術ひじゆつを其方ひじゆつへつたへ申べし、御芳志ほうしにハ、よく葬はふむりてたび候へといふ。胡宿こしゆくき、て葬はふむの事ハうけたまはりぬ。力ちからをつくし申べし。黄金わうこんの秘術ひじゆつハ、わがねかふところにあらすといひてならハず。僧そうふかく感じて此人かみのゆくすえさいはひはかりがたしとぞいへる。胡宿終こしゆくしゆうに枢密副使すうみつふしといふ官くわんにのほりてとみさかへけるとなん。

ある人とふ。胡宿こしゆくの此事、いかなれば人のためとハなるや。こたへていはく。かくのごとく心たゞしく無欲むよくなる人は、人をあはれミめくまずといふことなし。いかで人のためにならざらん。又、とふ。石瓦いしかからをまことの黄金わうこんとなすハ、今こゝもとにせがねなど云物うんぶつにハあらで、人にあたへても重宝てうほうなるべし。人をめぐむ心ふかくバ、何なにとて其術じゆつをならひて、黄金わうこんおほくこしらへて、人にあたへざるや。こたへていはく。これ、平人へいじんの心よりおこる不審ふしんなり。君子くんしの道みちしれる人にハ、をのづから此不審ふしんなし。君子ハ、金銀米銭山きんぎんまいせんさんのごとく得うるとても、その道にあらずして得うるをバよろこびす。その道みちとは武士ぶしならバ軍陣ぐんじんにてのはたらき、町人まちにんならハ商売しょうばいのつとめ。百姓ひやくしやうならバ耕作かうさくのいとなミ也。これに、ほねをおり身をくだき、其うへにて家いへもさかへ金銀米銭おほくつむハ、つむべき道にてつ

むなり。さる苦勞くろうもなくてふとしたる仕合しあわせにて金銀おほく得るハ、是其道にあらすして得るなり。石瓦いしかはらを黄金わうごんとなすのたぐひや、さやうのたからハかならず身のわざはひとなり、人にほどこせば、人のわざハひとなる。君子くんしいかでさる術じゆつをならハん。此事こしたゞ胡宿こしゆくのミならず、范文正公はんぶんせいこうといひし人も、其友ともに水かねを變じて、まことの銀ぎんとなす術じゆつしれる人あり。わづらひて死せる時、文正公ぶんせいこうにいひけるハ、我子わがこ幼少こうせうにて此秘術ひじゆつつたへかたし、君につたへまいらせんとて、その術のかきつけ、おなじくそれに用ゆる藥など取そろへてまいらせけり。文正公、心にハ、いとうるさくおもはれけれども、たゞ今死する人のいふ事なれハ、しゐて是をうけ、其後、取も出さず。かの幼少こうせうの子、成人せいじんせる時、父が封ふうのまゝにて書つけも藥も、皆かへされけるとなん。此類たぐひめづらしからず。

廿二 馮商ふしやう

馮商ふしやうは、鄂州がくしゅうの人なり。妻をめとりて年かさなれど子なし。京へのほる事のありし時、その妻わたくしの銀おほく馮商ふしやうにあたへて、君いまだ子あらず。此銀をもつて京にて妾めかけを買つて歸りたまへといふ。是によりて馮商、京にてひとりの女房はうを買とりて、銀をその親にわたしぬ。さて馮商その女房はうに身をうるゆへをとへバ、女房うちなきていはく。わが父官物ちくくんぶつをおひて、家に物なし。我をうりて官につくのふと。馮商ふしやうきゝて、ふかく心をいたましめ、この女房をおやのかたへ返して、銀をバとりももどさで、やかて国くににくだりぬ。妻出むかひて、もとめ給へる妾めかけはいづこにありやとへば、京にての事つぶさにかたる。妻、大きにその仁心じんしんに感じき。されバ、天の陰德いんとくにめでさせ給ふしるしにや、その、ち、いく程なくて、妻懷胎つまくはいたいして、男子なんしをまふく。その子、世にかくれなき學者がくしやとなり。馮三元ふさんげんと称ぜられ、宣徽南院使せんけいなんえんしといふ官にいたれり。

此人すでにかひえたる女を、その親のもとへかへし、銀をすて、国くににくだれば、女のおや返報へんほうすべき道なし。人

の返報へんぱうなきときハ、天、かならず返報したまふ。馮商ふうしょうが後のちによき子をまふけたるハ、天の返報をうけたるなり。妻もまたなミ／＼の人ならず。世上人の妻として、子なけれども妾せうをもとむる事を禁きんずる人、からなず馮商が妻つまを法のりとしたまへ。しからバ、子孫しそんもおほく、家いへもさかへん。嫉妬しつとふかきは身をほろぼし、家をやぶるのもとるなり。

廿三 朱軾

朱軾しゆしやくは、南豊なんまうといふ所の学者がくしやなりしが、ちかき里さとに出居いっけて人に物をおしゆるをわさとす。家きハめてまづし。ある年の暮とじに弟子でしどもの方より送りける錢ぜにとりあつめて、家にもち帰かへるとて、道にて一人の田夫でんぶの繩なはかゝりて泣なみかなしめるにあひぬ。朱軾そのゆへをとへば、公儀こうぎよりかりたる物返納へんのかふの時すぐれど、なす事ならざるゆへ、かゝるうきめ見るに候といふ。朱軾あはれにおもひ、まづそのおひ物のほどをとへば、三千五百とこたふ。朱軾わがもちたる錢ぜにをみるに、此数かずにちかし。うれしと思ひて、こと／＼く官くはんにいれて、彼田夫かのえんぶが罪つみをゆるさしめたり。家には妻子さいし此こぜにを待まちかねるける所へ、朱軾手てをむなしくしてかへりぬ。いかにしてか年をバとりつらむ。

つく／＼と君子くんしと平人へいじんとのかへりを見るに、平人ハたゞ身の用心ようじんにすぐるなり。仁義じぎをおこなひ慈悲じひをだにすれハ、天地神明てんちしめいの御加護かごによりて、いかにまづしき人にも、うへもこゝへもせぬものなるに、身の用心ようじんが過て、物をおしミ、慳貪けんこんなる故に、すべき慈悲じひをもえせで、天地神明の御にくミをかふむり、おもひの外にわざハひいできて、身をはたすにいたる。さる人のまなこより君子くんしのする所を見てハ、さらに心得こころえず思ふべけれど、かえりて、みな身のさいはひとなる也。此、朱軾も年八十四までいきて、三人の子、ひとりハ国子司業こくししげうといふ官くはんにつき、のこれるふたりもミないかめしき官人くはんとなりて、ゆたかに朱軾しゆしやくをやしなひけるにて見るへし。

廿四 葛藤かつはん

葛藤は、宋の大觀年中の人なり。此人、事の大小輕重にか、はらず、毎日、人を利益すべしとちかひて、きのふは一事利益しつ、今日八十事利益せりなどいひけり。ある人、其利益のやうをとへば、葛藤すなはち履ぬぎなるはき物にゆびをさしていはく。たとへば此はき物のさかさまにあるを、人はきにくかるべしとおもひて、たゞしくなをし置ほどの事もひとつの利益也。事の大小輕重にハよらず。しかれば乞食非人のともがらまでに、人を利益する事ならずといふことなし。たゞ久しくおこなふをよしとす。久しければかならず天地神明に感通して福をうる事、かぎりなしとなんかたる。

世の人、おほやう家ゆたかならざれば、人を利益する事も成かたしとおもへり。尤、あやまり也。此葛藤が法を案ずるに、いかに貧く賤きものも、人を利益することならずと云べからず。たとへば、かハける人に一盃の水をあつたへ、はだしにて道行人にふるきざうりをほどこし、家のものをくるしむ人を見て、一枚の板をもとめて、其もりをとめてえさするの類、或ハ、人かよふ道の草をかりいばらをのけ、或は、ひとつ木の橋に木竹をゆひそゆるかことき、ミナ人を利益するの道にて、富人の大善根にひとし。是程の事ハ善根ともいはれまじきと思ふべからず。真実に人のためによき事せんと思ふ一念にあれば、とめる人の大善根にハはるかにまさる也。いかにして、まさるぞとなれば、富て大きに善根する人は、おほやう慢心ある物也。貧く賤き人の善根するハ、其心、卑下して慢心なし。よりて天地神明も殊にふかくあはれませ給ふ也。只つとめて手にたくひたる善根のミすへし。

廿五 張八公ちやうぱく

張八公は、處州龍泉と云所の人なり。家とみて、よく人をめぐむ。里人ミなよろこべり。年老て家を二人の子にゆ

づる。その子、米をうれり。なりハひわろき年といへども、八公、米のあたひをまさず。子どものひそかにあたひをまさん事を心もとながりて、常に門にいで居て、米をかひて帰るものごとに其あたひをとふて、すこしにても、つねよりませバ、その分の錢を返しけり。是によりて、いかなる飢饉にも其里人ハ食物にとほしからざりしとぞ。

なりハひあしき年、米のあたひをますハ常なり。八公、この常をしらざるにあらず。その家とみたれば富をかさねん事をきらへり。それ金銀米穀の地に生ずるは、天神地祇これを天下の人にあたへ給ふなり。しかるに、おほくたくはへたる人、久しく蔵におさめをきて、天下の用にたてざるハ、天地の御心にあらず。その人、いかで冥加あらむ。ましておなじ国おなし里にすむ人をそやして、わが富をかさぬる理あらめや。八公、こゝにあきらかなり。

廿六 蔣生

蔣生ハ、明州定海といふ所の人なり。欲すくなくて親類にむつまし。姪や従弟のよからぬものとも、世帯をやぶりで田地をうれバ、蔣生、かれかのぞみにしたがひて代をやりて買とり、後に又田地を其ぬしにかへしてつくらせて、かはりをバとらさりけり。しかれとも、あしき人のくせにて、よからぬ事して家財なくなりてかさねて田地をうらんとする時も、蔣生又買とりて、折を見て返しあたへてつくらせけり。うる事四たひにいたり、かひをきてかへす事も四たひにいたれるかありしとぞ。

世に親類の衰微をみつぐ人おほし。されと一度か二度みつぎて、その人よくたもたざれハ、いかり腹だちて、終にハ、他人よりもにくみ、うとむ輩又おほし。これ真実の愛なくて、人之世にのミあはれむか故なり。仁者は見もしらぬ人のあはれをたに一旦にハ見すぐさず。親類よからずとて、いかですミやかにはずつへき。今のしんるいをめぐむ人は、ミな蔣生かつミ人也。

廿七 鄭叔通

鄭叔通、はやうより夏氏と縁をむすび置て、京にのほりて學問し、學問成就して參内して官人となりて後、國に歸り、かの夏氏のむすめをよびとらんとしけるに、そのむすめ口中の病によりて、啞となれり。叔通が親類べちに妻をもとめんとす。叔通がいはく。我此女の無病なる時縁をむすびて、病によりて違變せんこと、心におゐてやすからず。そのうへ我これをめどらずハ一生夫あるへからず。われいかにしてすてはつべきといひて、つゐにかの啞をむかへて妻とせり。啞のむめる子、後によりき官人となれり。父が善根の報なり。

叔通が信義まことにいひやらんかたなし。世に勢につき、欲にひかれて、すでにむすびたる縁を故なくたがゆるあり。これ信もなく義もなし。叔通がしわざよりみれば、人にして人にあらず。たゞ慈悲心なきのミならむや。

廿八 張孝基 以上為善録後編の内

張孝基は、許昌といふところの士なり。おなし里のとめる人ながし氏が髡になりぬ。ながし氏、男子一人あり。人がらわろし。ながし氏、やミて死なんとするとき、家財こと／＼張孝基にゆづりあたへて、彼男子をバおひ出しけり。孝基、そのゆづりをうけ、家をおさめて居たりけるが、ある時、かの男子こつじきのさまになりて市をすぐるを見て、いとかなしくおもひ、ちかくよびよせていひけるは、なんぢよく畑に水そ、ぐ事をせんかと。男子がいはく。それをして食をえバ随分つとめてせん。孝基すなはち水をそ、がしむ。男子、日ごとに水をになひて、畑にそく。もつともおこたらず。孝基又なんぢに蔵をあづけん。よくあづからんやといへば、男子、はたけに水そ、きて食たまはるさへかたじけなきに、蔵を御あづけ候ハ、かたのごとくまもり申べしといふ。孝基、蔵をまもらしむ。男子、これをつとめて又よし。孝基これらの事をして、男子が心のあらたまり、ゆくすえあしかるまじきを見て、

終に舅が家と財宝たゞひとつものこさず男子に返しあたへにけり。男子うれしさのあまり、いよく心をつゝしみて、後はその里にて、ならびなき善人とぞなれる。

わるき子をもてる人、すでに死なんとする時に、智にもあれ兄弟にもあれ、わが家財ミなゆづりあたへて、其子をバ迫出せるハ我国にても折ふしハきく事なり。おもふに是かへりて子を愛するのふかき也。いかにとなれば、わるき子に一跡をゆつれば、しばしが程にうしなひはて、飢寒にもよぶべければ智慧ある親類にゆづり置て、わが子、後に心をもあらためたらん時は、財宝すこしも返しあたへむ事をねかひて也。然るに、彼ゆづらるゝ人、死に人の此心をは推量しながら、財宝のおしきまゝに、ながく死人の實子をあはれます、實子すこしよくなりても猶惡きやうにのミいひなし、たゞ我ひとり富貴にほこる。是いか成心そや。さやうの人ハ天にも神にもにくミすてらるゝゆへに久しからずして家ほろぶるなり。つゝしむへしおそるへし。是をおそれバいかゞせん。張孝基ことくせんのみ。

大和為善録中目録

一 王義方	六 楊震	十一 張齊賢	十六 吳舟師
二 闕敝	七 雷義	十二 王商	十七 章氏妻
三 姚氏	八 公儀休	十三 寶禹鈞	十八 羅夫人
四 駱公緒	九 駙馬共	十四 瞿嗣興	
五 劉凝之	十 王旦	十五 馮俊	

大和為善録中

一 王義方

是より下ハ太平御覽事文類聚迪吉録などいふ書の中よりとりぬ

王義方は涪州しゅうの人にて学問がくもんひろし。上よりめされて京きやうにのぼるとて、道みちにてわかき男おとこの徒歩かちにて行なやめるを見て、いかなる人ぞと問とひければ、わが父ちち穎上えいじやうといふところにありて病やまいおもし。これにおもむくとてよるひる道みちをいそぎてつかはれて、今は一足あしもひかれ侍さむらいらずといへり。王義方わうぎほういとあはれに思おもひて、我われのりたる馬うまをあたへて、わが名なをいはずかの男おとこの名なをもとはでぞ行ゆわかれける。

上よりめされていそぎて京へのぼる身の、人のあはれえ見みすぐさで、のりたる馬うまをあたへて、我われは徒歩かちになりてゆきしは、尤人もつとものおよびがたき所なり。名のために、かゝる事する人もしはあらめど、此人におゐては、その姓せい名なをもしらず、しられずして立たわかれたれば、名に心なきハ分明ふんみやうなり。ありがたき仁者じんしやなり。

二 關敝

關敝かんへいは、汝南じやなんの平與へいよといふ所の人にて、汝南の太守たいしゆ第五常だいじやうと云人につかへたり。第五常京よりめされて、急きうにのほる事のありし時、錢ぜに百三十万ありけるを、關敝かんへいにあづけ置おぬ。關敝、是を京へのぼせたくおもへと、世のみだれにあひて通路つうろもなにかたければ、心ならずうち過すける内に、關敝かんへいまづしさきはまりて飢うにのぞむばかりなり。關敝が妻つまこれをうれへて、第五君だいごくんのあづけ給たまへる錢ぜにすこし出して、此うへをしのぎて、物あらんとき、又つくのあ置たまへかしといへと、關敝かんへいきかず、道みちひらけたらは送おくりのほせんといひて、よくしたゝめて、土つちにうづみ置おて、いさゝか手てをもさゝず。然しかるに、京にて第五常だいじやうが家、疫癘えきれいにあひて、ことくくしにけり。第五常、今はかぎりのとき、九歳きゅうさいなる孫まごひとりわつらはでありけるをよびて、我われむかし汝南じやなんを出し時、關敝かんへいと云ものに、錢ぜに三十万あづけ置おしぞといひてお

はりぬ。孫成人まごせいじんの、ち、おちぶれてせんかたなきまゝに、汝南たつねへ尋ゆきけるに、闕敵くわつてき、出あひて大によろこひ、さまゝにもてなし、終つひに、かの錢せんうづみをきたる所へぐして行て、もろともに掘出ほりだし、ことゝくこれにあたへにけり。孫まごこの錢せんの数をきゝて、わが祖父おやぢのいひをけるは三十万さんじゅうまん錢なり。今百三十万ひゃくさんじゅうまんときくは大にすぎたり。えこそうけまじけれといへば、闕敵くわんてき、いなそれは第五常だいごじやうどの、病やまひくるしさに、いひあやまり給ふなるべし。まことは百三十万ひゃくさんじゅうまんぞとて、一錢せんものこさずあたへてぞのばせにける。

人つねに義ぎをおもくすといへど、既に飢寒きげんにのぞみぬれば、いさゝか心をかへざるはまれ也。闕敵くわつてきが妻つまうへむとしける時、あづかりの錢せんにて急きうをすくひて、物あらんときつくのゐをかんといひしは、ひが事にはあらず。しかれども、妻つまが思案しあんはたれもあることなり。闕敵くわんてきがまもりこそ人のおよびかたき所にはありけれ。さて此錢このせんを第五常だいごじやうが三十万さんじゅうまんと遺言ゆいごんせしは、三十万さんじゅうまんの外は闕敵くわんてきにえさせたくやおもひけん。孫辭退まごじたいしてことゝくはうけまじきと云しはことほりなれば、すこしはわかちも残のこすべきを、一錢せんをもとゞめざる事、かへすゝいさぎよき心ざしにこそありけれ。

三 姚氏やうし

姚氏やうしは、呉興ごこうの乗公濟じやうこうせいといふもの、妻つまなり。男子なんしふたりまふけて公濟こうせいは死ししぬ。公濟こうせいか兄あにも死ししたり。兄なんしにも男子なんしひとりありて母ははさへなし。姚氏やうしこゝろきよくやもめをたてて、わが子おつとと夫おつとの兄あにの子と、かはる色いろめもなくそでであげて、すでに成人せいじんしければ、田地でんちをうりてつゐえとなして、夫おつとの兄あにの子に妻つまをめとらせ、我身われみとわがふたりの子とは、其家いへを出て、ちかきあたりに宿しゆくかりてゐけるとぞ。

女の心は、わたくしがちなり。よのつねの女を此姚氏このやうしが場ばにきたらば、さいはひ家の内うちは、わがまゝなれば、

我子があるじめかせたくおもふべきを、家の宗領なればとや。夫の兄の子によめをとり家督となし。わがふたりの子をは引つれて、露おしげなくその家を出ける事、ありがたきこゝろざしならずや。

四 駱公緒

駱公緒は、呉の人なり。八歳になりけるころ、国中大きに飢饉せり。公緒うちうれへたるありさまにて、物をもつねのやうにはくはず。その姉これをかなしみて、公緒にゆへをとへば、今年は飢饉とやらんにて、おとなだに食たらず。われおさなくて食にあくべき道理なし。さるゆへに心にまかせては食せずといふ。姉きゝてふかく感じて、その義ならばとて、わが私のよねのありしをおほく公緒にとらせて、人にわかちあたへしめたり。公緒、大きによろこびて、それより後は朝夕の食もつねのやうにぞくらひける。公緒は、父はうせて母は継母とみえたり。継母又、公緒か事を感じて、後によねをその里人にほどこしけるとぞ。

年おひあはれしれる人といへど、人の食のたらぬをみて、我くひ物をあくまでにせざるはまれ也。公緒わづかに八歳の小児にして、かゝる心のつきける事まことに不思議の仁者なりかし。されは、わが朝にも仁徳天皇の供御すへりくさらざればかへしめたまはず。延喜のみかど一條院のさむき夜、御衣をうすめ給ひし御事ども、みなふるさふみに見え侍る。からもやまともたかきもいやしきも慈悲の道には、かゝる事こそあるを、今の人、いかで我身ばかりを見るや。

五 劉凝之

劉凝之は、宋の衡陽王のうしろみなり。一とせその所、大きに飢饉す。凝之つねにまつしかりつれば、王その食の

たらざらむ事をしりて、錢十万をおくられけり。凝よろこび即時にそのぜにをもたせて市に出て、うへたるものを見て、これをわかちあたへけるほどに、すこしの間に錢つきて、わが身の貧はもとのごとし。

貧者、物をえては、まつわか家をうるほし、其あまりを、人にほとこすべしとおもふは常なり。我が身をわすれてことくく人にほとこすは、平人の目には愚痴なるやうなれど、賢者の心は、かくせさればやすからず。天地神明のよろこびたまふところ、又こゝにありとしるべし。

六 楊震

後漢の楊震は、東萊と云ところの守護なり。守護所に行とて昌邑といふ所にとまりければ、先年楊震上へ申て奉公にいだし、今は昌邑の奉行となりける王密といふ人、夜に入て金十斤をふところに入來りて、楊震にやりけり。楊震、よろこびずしていはく、我は其方の人のほどをしりたれども、其方は我をしらず。われ、これをよろこぶべきものとおもふや。王密き、て、夜中なればしるものなし。たゞうけさせたまへといふ。楊震うちわらひていはく、四のしるものあり。天しり、神しり、我しり、なんぢしる。いかでしるものなしとはいふや。王密ふかく恥て金をもちてにげさりぬ。

天和神との、人の善惡をしりたまふに陰ひなたはなし。いかなる納戸帳内の、人ゆかぬあたりにても、天の御まなこのかゝらぬ所なく、神明の御耳のいたらぬ方もなし。是はまだ事のあらき所なり。こまやかにいはゞ、人の心に一念かくときぎして、いまだ色にも形にもあらはれぬ先といへど、天地神明しろしめさずといふことなし。されはひそかに惡をする人、よくかくせりとおもふは、狩場の雉のかしらを草に入るがごとし。跡よりあらはるゝ事をしらず。かつ、人の心の理はみな同じきがゆへに、わが心にある事、つゐに人のこゝろにうつり、さとられずと

いふことなし。今、天地神明みなしろしめしたるうへに、楊震と王密が心にしりたる事を人にしられじ、世にあらはれじとおもふは、きはめておろかならずや。なをうたがは、余所までもなし。すなはち此事にてこゝろみよ。楊震は君子なり。此事、人にかたるへからず。王密は、わが身の恥なれば、もとよりいふ事あるべからず。夜中、密々のわざなるを、かく書にしるしとめられ、人の口につたへられて、千年にあまるまで、その恥きえず。しるものなきか、あるか。

七 雷義

雷義は、漢の鄱陽といふ所の人なり。その所の事をさばく役者となれり。ある時、死罪にあふべきものを雷義力をつくして、その罪にあらざる事をことはりて、命をたすけたり。罪人よろこびにたへず。金二斤を持参して、礼をいへり。雷義金をうけず。罪人、いろ／＼わぶれども、きゝもいれず。力なくて雷義が留守をうかゞひ、彼金を持ゆきて、ひそかに家のなげしの上のうち置いて帰りぬ。更しる人なし。後数年ありて、家のやねふきかゆるとて、此金を見つけた。雷義、かの罪人のしわざなる事を知て、かへしたく思へど、その頃は、はや罪人はしにて、子などもなしと聞ければ、せんかたなくて罪人の住ける里の奉行のかたへ送りけるとぞ。

賢人は、人のためによりき事して、それをその人が恩と思ふをきらへり。雷義いかでか金をうけん。平人は人のためによりき事して、その人それを恩とおもはねば、いかる。さる心なるが故に、物をおくればかならずうく。しかれ共うけまじき物をうくれは、天地神明、陰よりそれを取り返したまふ事あるをしらず。

八 公儀休

公儀休は、魯国の家老にて、民をあはれむ心ふかし。あるとき、野菜をくひて味よかりければ、此野菜いづこよりえたと下人にとひしに、家の菜園に候とこたふ。公儀休すなはち下部にいひつけて、こと／＼菜園をひきすてさせけり。又ある時家にて織たりといふ絹のよきをみてすなはち、その織たる女を追出しけり。此両事、何ゆへぞといふに、たゞ民と利をあらそふまじきため也。利をあらそふとは、たとへば野菜をつくり絹布をおり出すは、百姓町人のわざなり。禄をとる奉公人は、禄の内をもつて百姓町人の手前より是を買とりて用るゆへに、百姓町人その利をえて世をわたる也。しかるに、いま禄をとる家に菜園あり、機織あらば、百姓町人のつくり出し、おり出せる野菜絹布をば、たれの人か買べき。されば百姓町人は利をうしなひて禄をとる家は利をかさぬべし。是を民と利をあらそふといふなり。公儀休のわが園の菜をひきすてさせ、おり姫を、をひ出されしは、民におめてはまことにふかきめぐみなり。仁者にあらずや。

きはめてかろき官人は、家園織婦ありとも害すくなかるべし。その国の大臣、これをせは、一城の諸士みなみならひて是をすべければ、民の衰微うたがひなし。公儀休は魯の大臣なれば、かく急にはあらためける也。国のため家のため大なる善行なり。をよそ人のためによきことするに、小あり大あり、人のかみにたち、人のかしらとなる人は、一人のしわざにて万人のよろこびをなすやうにとはかる也。此公儀休が事のごとし。これ大なり。下に居て身いやしきは、一人たがひに一人のため、よき事をする。これ小なり。その内、橋おちたる里の人、かりに橋つくりなどし、米うるもの飢饉にあひて、あたひをむさばらさるのたぐひは、小の中の大なるべし。小だに、かならず天のめぐみにあふ。いはんや大をや。

九 駙馬共ふばけう

駙馬共は、荊けいの国くにの士しらなりしが、巴はといふ国こくへ使つかひにゆくとして、道みちにて鳩とんをになひて過すくるものを見る。鳩とんは大毒どくの鳥とりなり。その羽はねおちかゝりても、人わづらひ或は死す。駙馬共ふばけうまでは何のために、いづかたへもちゆくぞとへば、人に毒どくかふものに、うらんためなりといふ。駙馬共ふばけうきゝて、かれ此物を売うりて、おほくの人をそこなはん事ことをかなしと思ひければ、その鳩とんことゝく我かはんといひて、もちたる金きんのこらず鳩とんのぬしにあたへけれども、なを直あたにたらずといふ。駙馬共ふばけうその乗のりたる馬車くまぐるままでとらせて鳩とんを買かいて、すなはち、そこなる江えの水みづのそこにふかくしづめてさりぬ。

毒どくをうりて人を殺ころさんとするものあり。是をとりかへして人をころさせじとするものあり。此善惡ぜんあくのむくひ、いかでわかれざらむ。されは市町いちまちにて物をあきなふも、これ人のためによきか、あしきかはかりて、おなじくは人に益えきありて害がいなき物をあきなふべし。利りおほくえん事をのみおもひて、人に害がいある物をあきなふは、是、この鳩とんをうるのたぐひなり。終つひには必かならずわざはひをうくべし。おどり子をあつめ男女色なんぢやくをうるは、いふにやをよぶ。博奕ばくあつの具ぐをつくり、淫乱いんらんのさうしを開板かいばんし、子おろしの薬くすりをうるのたぐひ、みな人に害がいある物をあきなふなり。むかし、もろこし、宋そうの世よに白牡丹はくぼたんといふ女ありて、子をおろすくすりをうりしが、後に身腫はれくさりて死したる事、ふるきふみにも見えたり。

十 王旦わうたん

王文正公わぶんせいこう、名八旦たん、宋そうの大員だいじんなり。つねに其いられる顔かほを見たる人なし。召つかひのもの、あやまち、おほやうはしらぬ躰ていにもてなされけり。ある時、饌ぜんをすゆるもの、肉にくのあつもの、中へ、あやまりて塵ちりを入たりければ、王旦わうたんこ

れを見て、たゞ飯のみくひて、あつものをくはれず。人／＼いかであつものをばまいらぬぞとへは、今日は肉をくふ事をこのまずとのみいひて、やまれぬ。又ある時、飯に墨のつきたるをすへたりければ、今日、飯す、まず、粥を煮て出すべしといひて、飯の墨にけがれたる事をはいはれず。又、王旦の子たち飯をくふ時、肉たらず。これ膳部が私すると見えたりといひて、おの／＼腹たてけるを聞て、王旦、まてなんぢら一たびにいかほどの肉をつくすやと、とはれければ、一斤を食するなりとこたふ。王旦、さらば今よりは一斤半にせよとなんいひて、膳部にはとふ事なし。主人として下人のひが事をせむるは、こゝろよき物なり。下人となりて其せめにあたるはくるし。下人の心をもつてわが心となして用捨すべし。たとひ罪ありとも、うたがはしく、かくれたる罪か其身におぼえなきあやまちならば、必しもとがめあらはさざれ。王旦をもつて師とすべし。慈悲ふかき人の下人は、つねは人にかはらねど難儀にのぞみては、その主の死にかはるもおほし。慈悲は人のためならず。みなわが身のたすけなり。

十一 張齊賢

張齊賢も大臣なりしが、初に小身なりし時、召つかひのおのこ、齊賢の家に賓客ありける時、銀にてつくれる器をぬすめり。齊賢、物のひまよりは是を見られけれど、色にも口にも出されず。年へて大臣となられしころ、旧功の下人どもみな取立られしに、かの銀器ぬすめるおのこはかり、もとのまゝ也。此おのこ、ある時、齊賢のそばかくまゐりて涙をながし、我ひとり取立られまいらせざることを恨ければ、齊賢、さればよ汝むかしわが銀器ぬすみしことあり。我、三十年是をあらはさず。今、我天下の大臣としてきよきをあげにこれるをしりぞく。いかで汝をとりあげん。されど汝われにつかふること久しければ、是をえさする也。いづ方へも持行て心やすく居候へとて、錢千貫をぞとらされける。

下人のわが財宝をぬすみたるをしりて、三十年それをあらはさず、かれがうらむ事あるによりて、是非なくその実をいひあらはされけれど、かへりて物おほくたびて家を出されしは、誠にふかき仁愛ならずや。かゝる心の人いかで高官にいたられざらん。

十二 王商

明の代の正徳年中に王氏のあき人あり。徽州といふ所のものなりしが、つねハ蘇州といふところにかよひてあきなひしけり。是が親類の内に、名譽の相人あり。ある時、王氏を見て、うち驚き汝今年の内に難にあふて死すべしといふ。王氏、よくこの相人の人を相して、いさゝかもたがハさる事をしりたりけれハ、露うたがハす。さらバ、身のしまひをこそせめとて、蘇州にゆきて財宝とりおさめて、徽州に帰けるに折ふしさミだれの頃にて、川に水出て、こしがたけれバ、旅屋につれ／＼と日をくらして、多かた川のほとりに立出てながめ居けるに、わかき女房の子をいだきたるが、いつこよりともなく川のほとりに来てたゝずみゐけるが、やがて身をなげけり。王氏おどろきて折しも其わたりに、すなどりの舟おほかりければ、かれたすけたらバ二十金をあたへんとよばふ。すなどりども、是をきゝて、いそぎて舟をよせて引あげゝるほどに母子ともにすくひえてけり。王氏、すなはち、すなどりどもに金をあたへぬ。さて女に事のやうをとへバ、きハめて貧しき家の妻なるが、夫ひとつの家を飼て人にうらんと云を、夫のるすの内にカハんと云人ありて、うりたれば、そのカハりにせがね也。夫カへりて是を見バ、いかバかり、いかりて打たゝかむ。今はこれまで也。死すべしと思ひたちて、身をなげ候といへハ、王氏、いよ／＼あはれにおもひ、錢おほくとらせて、其家にかへしぬ。かれカ夫このありさまをくハしく聞て、王氏に一札いはんとて、妻ともるともに王氏カ旅宿にゆきけるに、夜もすこしうちふけゝれば、王氏は、はやいねけり。戸たゝきて、ひる御たすけ候つる女なりといはせけれ

ば、王氏き、て聲こゑをはげしくして、わかき女の夜に入て、みだりに人のもとへくる事やある。あハでかなはぬ事あらバ、夜あけて夫婦ふうふもろともに、きたれといひて、起おきもあがらさりしが、夫おつとの聲こゑにて、夫婦ふうふこれに候、対面たいめんたまはりたくこそ、といへバ、王氏、むつかしけれど、しゐて起て戸とをひらき出たるに、たゞいままでふしたる所おびた、しくなりひゞきぬ。王氏、かへりみれば、瓦からをぬりこめたる壁かべのきハめてあつきが、長雨ながあめにかたぶきづれて、王氏がいねたりし床とこを土つちにふかく打うづミぬ。もし此この夫婦ふうふきたりて対面たいめんをとハずハ、王氏いかで死しをのがれん。さて王氏、故郷こきやうに帰り、かの親類しんるいの相人さうじんにあひければ、相人、又おどろきて、汝なんぢの面おもての紋もんかハりたり。齢よほものびさいはひをもうくべし。何事なんじの善根ぜんこんをかなしつるととへハ、王氏ありしさまをぞ語かたりにける。王氏、それより家さかへ、十一人の子をもちて、年九十六にして、おはりけるとぞ。

天、かならず人の善根ぜんこんにむくひ給ふといふを聞ては、おほつかなくおもふ人もあれど、此王氏が大難なんをのがれ、其悪相あくさうさへあらたまりて、さいはひおほかりし事を見れば、うたがふべきやうハあらず。されハ旅宿りょしゆくにて必定ひつていいねながら死すべき王氏が身を、かの夫婦ふうふか口くちを天のからせ給ひて、ひたすらひき出してたすけさせたまふハ、人のしわざの及およべき所ならむや。これ、おほつかなく思ふハ、ふかきまどひなり。

十三 寶禹鈞

禹鈞うきんは、范陽はんやうといふところの人にて、種々しゆく善行ぜんかうおほし。中にも其家いへの南みなみにあたりて学問所がくもんじょをひろくたて、書籍しよじやく数千卷せんくわんをと、のへ置。学文がくぶんひろく行跡かうせきよき人を請しやうじて師しとして、学がくにこゝろざしあれどもするにたよりなき人を、ことくくまねきあつめ、やしなひ置て、つとめさせけり。是によりてよき学者がくしやおほくこの人の家より出たり。

一家一郷いかけうの困窮こんきやうをすくふも、誠まことに善行ぜんかうならざるにハあらず。されども事すこしきなり。学者がくしやのよきは天下まつりてんの政

をたすけ、国土を安穩になせば、禹鈞が学者をやしなひしは、その善もつとも大なり。

十四 瞿嗣興

嗣興は、常熟といふところにて、米などうりて世をわたりし人と見えたり。その心きはめて慈悲なり。飢饉の年、あさましげなるもの錢五百文もち来て米をかひけり。嗣興、その錢をうけとりて箱におさめてしばしして米を壺貫文が分えさせて、五百文を壺貫文とおほへちがへたるさまにもてなしてかへしぬ。又、まづしくてあさ夕けふりをたてかぬる家ありて、物をあたへたく思ふ時ハ、その家の前を過るつゝ窓より錢をなげ入て、たれがしわざともしられざるやうにぞしける。されバ家はいよ／＼とみて、年八十四にておはりぬとなん。

前にも論ずることく、賢者ハ人にわが恩をしらるゝ事をよろこびざれば、かくはからふ事にこそ。これまことの陰徳にして、天地神明のためでさせ給ふ所なり。

十五 馮俊

此人、在所より京へのぼるとて百金ばかりにて土産をかいと、のへて持ゆき、京にて売て在京のついえとせんと思ひけるが、道にてそのうり物をこ／＼くかはんといふものあり。馮俊やがて売て銀をうけとりたり。さてよく此銀を見れハ、ミなにせ銀なり。銀のぬしは、はやとくにげさりて行かたしらず。馮俊、すべきやうなくて、せめて是にて人をあやまらじとて、その銀こ／＼く川へなけ入てぞ、京へハ上りにける。在京の料いかばかりとぼしかりけんしかれども、其人よかりければ、終に上につかへて都御史といふ官にぞあげられる。その時、馮俊が手下につきける官人のなにがし、墨を四挺もち来て、馮俊にやりけり。馮俊すなはち硯にすりて見ければ、うへは墨のやうにつく

りて実は金なり。馮俊、そのまいなぬなる事をしりて、いかりて是をなげて、もち来れる人の面にうちあて、かへしけるとなむ。

あしき金銀を人よりえて急に捨ざるものハ又人をあざむかんとするなり。その心もつともいやし。馮俊が時をうつさず川にすてたるハいさぎよし。又、外の目をしのびて、わが頼むへき事ある人にまゐなふはつたなし。しかれども、それをうくる人はおほくて、かへす人はすくなし。馮俊、大にいかりてうけず、又、いさぎよし。上につかへて義官となる。是、清廉の報応ならじや。

十六 呉舟師

舟師は、余于といふ所のふな人にて、氏を呉といひしものなり。他国のあき人かれが船をうりて、余より瑞洪といふところにわたりて、舟よりあがるとて、金の入たる袋ひとつを船中におとし置たり。呉、これを見て、あき人に返したくおもひ、わが子の舟にありけるにもふかくかくして、あき人のもとめに来るをぞ待ける。子ハ是をバしらで、はやく船を出して余于へ帰らんといふを、呉とやかくといひのべて時をうつしける内に、あんのごとく、あき人來りて金をたづぬ。呉、よろこひて金の袋をあき人に返しあたへぬ。あき人、うれしさのあまり金をなかばわきて呉にあたへけれども、いさ、かうけず。あき人泪をながして呉を拜してさりぬ。呉が子はらをたて、をのづから來りて手にある宝をとりたまはざる事や候べきといへば、父うちわらひて、われ親子ひめもす船にさほさしてたにえがたきたかなるを、何の苦勞もなくておほくえて、いかで安穩なるべきといへり。その、ち程なく家とみけるとぞ。

平人は、えまじくして不慮にうる宝をよろこぶ。君子ハこれをよろこひず。たゞうべき道ありてうるたからをのミ悦ぶ。いかにとなればえまじくして幸にうる財にハ、かならずわざはひがしたがひ来る物なればなり。わざはひ

したがふ物とハかつしりながら、先^{まづ}よろこぶは平人^{じやうとん}の常心^{じやうしん}なるを、此吳氏^{ふなこ}船子^{ふなこ}の身としてかくめてたき心ざし、誠にひやらんかたなし。あながちに財^{たから}をむさぼる人、吳氏^{ふなこ}がことばをかへりみる也。

十七 章氏妻^{しやうしがつま}

昌化^{しやうくわ}と云ところに章氏^{しやうし}兄弟^{けいどう}あり。兄弟ともに子なし。よりて兄^{あに}は同姓^{どうせい}の子をやしなひて、わが子となしてそだてける所に、いくほどなく実子^{じつし}いできけり。弟^{おとう}よろこびて、兄すでに子もちたまへり。我には猶子^{なご}なし。此上はやしなひ給へる子をばわれにたまはれとなんいふ。兄、わが妻^{つま}にだんかうす。妻がいはいく、子なくて是をやしなひ、子をして是をすてハ、人の道^{みち}ならんや、おもひもよらずとぞいへる。弟^{おとう}しめてこひけり。兄^{あに}が妻^{つま}しからバ我うミたる子をまいらせんといふ。弟^{おとう}きゝて、いとめづらしく持^もたまへる子を、いかでかハうけん。たゞやしなひたまへる子を我に給へとせむ。兄の妻、終^{つる}にきかず。我うミたる子をやりて、我ははじめよりやしなひ置しをぞ子としける。養子^{やうし}の名は栩^くといひ、実子^{じつし}をハ詔^{きま}とそいひける。詔^{きま}ハはたして叔父^{おぢ}が子となりぬ。

子なくて養子^{やうし}して、子いできてその養子^{やうし}をうとむ人世におほし。これ仁^{じん}もなく義^ぎもなし。父はおほやうさもなけれども、母^はきハめてわが産^うたる子を愛^{あい}するゆへに、父も終^{つる}にハ心ひかる。しかるに章氏^{しやうし}が妻時^{つま}すぎて一子をまふけ、いかばかりめづらしくいとおしかるべきに、夫^{おつと}の弟^{おとう}のかたへうちやりて、我は養子^{やうし}を愛^{あい}してはじめおほりかハラざりしは、ありがたき義婦^{ぎふ}ならずや。もつとも善行^{ぜんかう}といふべし。

十八 羅夫人^{らふじん}

羅夫人^{らふじん}は、官人^{くわんじん}楊東山^{やうとうざん}といひし人の母^はなり。年七十にあまれしに、冬^{ふゆ}ハかならず朝^{あさ}とくおきて、くりやに入、ミ

づから粥かゆを煮にて、しもへの男女なんによにあまねくくひのませて、その、ちそれ／＼の役やくにつかせけり。一日もかゝず。東山、是をうれへてかく寒さむきあした、御年ふけて下人のために御身をくるしめ給ふ事、あるべくもなしといへば、母のいはく、それもみな人の子なり。此さむきハたれもたへがたし。身をもあたゝめてこそよく事をバとるべけれ。そのうへわが是をするハ、心にミづからたのしむ也。いさゝかくるしミをしらずとなんいへり。

大抵たいでい人の主人しゅじん、われハ寒暑かんしょにたへかぬれど、下人のうへをばおもハず。その心、下人はくるしきになれたる身なれば、我ごとくハあらじとおもへり。しかるを羅夫人らふじん、人の身ハたかきいやしきミなおなじき事をしりて、をのれ身をくるしめて下をふかくあはれミけるハ、ありがたき仁心じんしんなりかし。殊ことに、そのことばにもミづからたのしむといへり。是ものをあはれむの至いたりてふかきが故ゆへなり。

大和為善録下目録

- | | | | |
|----------|--------|----------|---------|
| 一 淳和皇后 | 五 大江定基 | 九 原中宿女 | 十三 橋本松扇 |
| 二 右大臣良綱 | 六 北条時頼 | 十 古田大膳太夫 | |
| 三 滋野朝臣貞主 | 七 青砥藤綱 | 十一 勢州川田氏 | |
| 四 左大将仲平 | 八 南都惡僧 | 十二 不破民部 | |

大和為善録下

一 淳和皇后

是より下ハ本朝にとれり

皇后は、淳和天皇のきさきなり。御名正子。仁愛じんあいの御こゝろいたりてふかく、なべて物をあはれませ給ハずと云こ

となし。中にも洛中のすて子をいたくかなしミたまふて、乳ある女あまた扶持したまひ、衣食をそなへて、そだてしめ給ひけり。御領五分の二ハ此事にいえけるとなん。三代実録に見えたり。

すて子、誠にかなしむべし。されど皇后ふかき宮の内にミおはしまし、人づてにきこしめして、かばかりかなしませ給ふ事、あさからぬ御仁心なり。下臈ハ、その所をへて、まのあたり、かれがあはれを見てだに、おのが財をついやして、養育するハまれなり。たゞし、ちかきころ四條の木屋の何がし、二条の鯨屋のそれといふ者、ミなすて子をやしなひて、おほく人となしたるよし。人のかたり侍るこそ、いとやさしくおぼえ侍れ。

二 右大臣藤原良相

此大臣ハきはめて親類にあつくおはしまして、同姓の人の事たらぬを見てハ、そのほどくにしたがひて、かならずめぐみ給ひけり。後にハ一院をたて、藤原氏のおちぶれて世をわたりかぬる人をバ、ミなその内にてやしなはれけり。その院を名づけて延命院といふ。又別に一院をたて、藤氏の婦女のよるべなきをはぐ、み給ふ。その院を崇親院と名づく。所領のこの二院についてやるところ、尤おほかりけるとぞ。是も国史に出たり。

親類にあつきハ、ほむるにたらぬ事なれども、凡人の上を見れば、親類たがひに利をあらそふて、他人より猶相にくむもおほし。是、何たる邪見そや。それ親類は、我にハちかきもあり、とをきもあれど、先祖より見たまへば、みな孫なり、ひこなり。いづれをか不便におほさざらむ。しかるをたがひにしたしむ心なきは、是鳥けだもの、道なり。されバ、いきながら畜生道におちたる人ともいひつべし。かなしからずや。世の人、もしその分際にしたがひて、此大臣をまねひ申さバ、かならず人の道をえん。

三 滋野朝臣貞主

貞主ハ、仁明天皇の御時の参議正四位下兼宮内卿なりし人なり。その本性慈悲ふかくて、つねにわが言葉のすゑの人をそこなはん事をおそれて、みだりに人のうへをいはず。よき人のむもれて下にあるを見てハ、その能を称して、すゝめあげられしもおほかり。是にておしておもふに、一生の陰徳いかばかりかあらむ。されバ、仁寿二ねんの春、ミまかられし時も、その世の人しるとしらざるも、涙おとして、おしみかなしまざるハなかりしとなり。息女二人あり。はやうよりミやつかへして、ともにみかどの御寵愛をうけ、おとこみこ、女みこ、あまたつゝうみたまひ、一家繁昌しけれバ、みな是、貞主の徳のあらハれとぞいへる。文徳実録に見えたり。

人、その子のさかへをおもはずといふ事なくして、さかへをうる道をのが身にあることをしらず。をのが身にあらとハいかに。人の父母その身に善をつみて、子のさかへざる理あらめや。たとへハ、なを根につちかふて、枝葉のさかふるがことし。其ためしからやまとかぞへもつくすべからず。此貞主の二女のさかへもそのひとつとなしてミるへし。しかるに、彼おろかなるきハ、物だにおほくゆづりあたふれバ、子のゆくすえハかならず繁昌すと思ふほとに、人のうらみをうけ、人を音になかせても、たゞわが財宝のくハ、るを悦とす。それをゆづりうけたる子いかで安穩ならん。家におもひかけぬわざハひ出きて見るが内にもおとろへゆくぞかし。是さだまれることはりなり。たからさかふて入ものハ、又さかふていづと、聖賢のたまふもこゝ也。人の父母、それよく是をしれや。

四 枇杷左大将仲平

朱雀院の御時、あやしき星あらハる。天文博士これをうらなひて、大将たる人の家に、わざはひあるべききざしなりと申す。そのころ此仲平ハ左大将にて小野宮実頼右大将なりし。実頼の家にハ諸寺諸社の祈祷ひまもなし。仲平

のもとにハいさ、かさるわざなかりければ、つねに祈禱の事うけたまはる法師まいりて、今度の星のたゝりのがれ給ふべき御いのり、小野の宮殿にハいたらぬ方もなし。殿にハいかでさるわざなきやと、ふかくあやしみてたづね申ければ、仲平なかひらき、給ひて、されバとよ、今度の星かならず大將にたゝるべしといへは、わざはひをうくるは我と実頼さねよりと二人が中なり。かへりみるに我年老てざえなし。実頼ハ年さかりにしてざえもかしこし。わが祈もしるしありて、わざハハ実頼の身にをよばバ、朝家の御ためもしかるべからず。されバ、たゞ此人をおしむがゆへに我身の祈にハおこたりぬとなんかたられけり。法師うけたまハリ感涙かんでせきあへすしていはく、此御心ばせほどの御祈禱のおハすべきか、神も仏もましまさバ、かならず御身にハわざはひなかるべしといひて、まかてぬ。あんのごとく事なかりき。宇治拾遺物語に見えたり。

仲平なかひらのこの事、忠信ちうしんのいたり申のぶるもおろかなり。天地神明いかでさいはひし給ハざらむ。法師が感涙たれもとゞめえず。しかるに世上の奉公の人、その君にハ忠あるやうなるも、傍輩はうばいにハおほやうつらし。まして相役あいやくなどいはる人をバ、いかにもして我よりおとしめばやと心をつくし、もしその人わづらふか死すれハ、うハべは笑止せうしとおもふさまにて、心の内ハ却てよろこぶ。天地神明の御まなこにて、さやうの人を見たまハゞいかん。

五 大江定基おほえのさだもと

三河守大江の定基といふ人のもとへ、女のいたうやつれたるが鏡をかぐみ一おもて持てうりにきたれり。定基とりあげて見れば、その鏡のつゝみ紙にけふのミと見るに涙のます鏡なれにし影を人にかたるなといふ歌をかきつけゝり。定基これを見て、世をわたりかねせんかたなくて鏡うる人なりけりとしりて、涙をながし、鏡をバとゞめすして、物おほくとらせてぞかへしにける。古今著聞集に見えたり。

よからぬ人の物をかふを見るに、侘人のうる物となれハ、殊にあたひをひくめてかハんとす。これ夢ばかりも人をあはれむ心なくて、かれが急なるにのりてをのが利をえんとする故なり。かゝる心の人をバ天地神明いかばかりにくませたまはん。しかるに定基人の急難をはかりしりて、ものをほどこしてふかくあはれまれしは、神明もうれしと見給ふまじくや。

六 北條時頼

時頼、落髪の後ハ、最明寺道崇とぞ申ける。諸国の人民守護の虐政にくるしみ、奉行目代の横逆になやミ、或ハ無実をかふむりていひはるゝに道なく、或ハ晶屑のさたにて理を非にまげらるゝものやおほからん。これきハめて不便のわざなり。人してきかせたくハあれど、其人、又人にまひなハれ、依怙の心いでき、或ハ私曲にひかれていつはる事もあれバ甲斐なし。たゞミづから天が下をめくりて見きくにハしかじと、思ひたゝれる事の有かたさよ。そのさまハ諸国行脚の僧のごとくにて、人それをする事もなし。めぐりおはりて鎌倉に帰入れし後ぞ、ことゝく諸国の理非をハたゞされける。誇まがれるものハすなほに、うきにしづミし人はうかびぬ。又、たぐひなき大陰徳ならずや。人ミなされる事なれば、つぶさにハいはず。

北條氏の事、先祖時政義時はよからぬ人なりしを、九代まで相統してめでたく世をおさめられしハ、たゞ泰時時頼の陰徳の報応なるへし。徳不詳にかつとハ是なり。さて、時頼回国の内に佐野の源左衛門あしやの藤栄が事ありそれを猿樂などのかたひ物にハ人のきゝて気味よく思ふやうにと作りなせるなり。実はさる事あるにあらず。諸国をめぐり、人のよしあしをひそかに見きゝて、年へて鎌倉にかへられて後、いつとなくよきをバよくし、あしきをバあしきやうにせらるべし。その時は、その人々何ゆへに此賞罰にあふともしるまじきなり。是天下古今無類の

陰徳か。もし時頼事をあらハして、我こそかの修行者よ、梅桜を火にたきたるかハりに、梅田桜井をやるそなどいはれたらバ、時頼にてハあるまじきなり。尤又陰徳とするにもたらず。人それこれをしれや。

七 青砥左衛門藤綱

藤綱は、鎌倉北條家天下の政とりしころ、報光寺最勝園寺二代の相州につかへて、事をさばきし人也。所領も數十ヶ所ありて、其家ゆたかなりけれど、ミづからの衣裳食餌より、居宅調度にいたるまでハ、きはめて儉約を用ひて、いさ、かも奢る事なく、主君の事となれば、わがもてる金銀百千万両をつるやすも、たゞわらくつを捨るがことし。うへこへたるものを見てハ、かならず衣食をほどこし遠国の訴訟人の貧にて鎌倉に逗留しかねたりなどきけバ、その分際にしたがひて米銭絹布をぞあたへける。ある時、地下のかるき士沙汰をこふべき事ありて、公儀に出けるに、その沙汰外にあひねハなくて、相模守殿と直に対決すべき事に成行けれハ、諸人かの土のいふ事をバ是非もなく僻事におとし、守殿の御道理を評定しあへり。しかるを藤綱權威にもをそれず、理非をあきらかに申たて、守殿のかたをぞまけに定めける。かの土不慮に公事にかちて、所帯安堵したりけれハ、国にくだらんとするに、この藤綱の大恩すこし報じたく思へども、無欲第一の藤綱なれば、詞にハえいださず錢を三百貫俵にしつゝ、ミ、藤綱が家のうしろの山よりひそかに坪の内へころばし入てぞ、国に帰りける。藤綱是を見つけて、かの土がしわざなりとしりてけれバ、うちわらひて、いひけるやうハ、沙汰の理非を理非のまゝに申わけしハ、相模殿をおもひ奉る故也。まつたかくれをひくにあらず。もし引出物とるべくは主君の御悪名を申とゞめたれハ、相模どのよりこそ御よろこびとてたぶべけれ。かれがすべきわざにハあらずとて、かの俵なる錢たゞ一錢をも用ひず、遠き田舎までもちはこばせてぞ返しける。此外の善行ども太平記につまひらか也。

今の人のよく物をほどこすに二種あり。名のためと、後世のためとなり。名のためにするハもとより欲なり。後世のためにするも死後の安樂をむさぼる心よりなせば、是も欲なり。ミなうるさし。たゞ何ゆへともなくあはれむへきものを見てハ、あはれまではやまれず、財をおしまてひろくほどこす。これを仁心とす。尤たふとぶべし。されバ仁人は世にまれ也。藤綱是にちかし。かの士を公事にかたせたるハ藤綱か心にハたゞ直をするとのミおもふべけれど、人のよろこびをなす事はなはだし。又、仁ならずや。

八 南都悪僧

いつのころにや、南都にひとりの悪僧あり。幼少より学問はせで、たゞ腕だてをのミ好ミけり。年たけて後、ふと思ひよりて、悪業をひるがへして、善業をなさんとすれど、もとよりもんもうにて出家のすべき事とても大かたし。されは、わが持あはせたる腕だてにて、善業をなさばやと思ひて、そのころ世の人のうれへとなる強盜共の宿にたづね行て我も強盜せんと云、強盜ども日ころ其強力をバシリぬ。うちよろこびて同類となせり。さて人のもとへ強盜する時、この僧かならず一人さきにすゝみ、ぬすみに精を出すふりにて、はやくその家に入て、家の内の足よハき人にながし、おもきたからをかくさせ、いづれもあやまちすまじきやうにしたゝめて後、ぬす人どもをいれけり。是によりて強盜にあへる家、ミなさせる災難なし。又、強盜ともぬすミたる物をわけとる時も、此僧は折ふし入用なし。まづ各ぐとりたまへ、用あらん時ハ申べしとて、いさ、かのものをもとらず。たゞ明暮人の災難をすくひたすけんと。のミおもへり。ある夜、強盜どもと出て、しそこなひて奉行所の人々からめとられけり。奉行見れば法師なり。いかなれバ法師の身にて強盜はするぞと問けれハ、物のほしさに仕候とこたふ。いくたびとハれても、おなじこたへなり。されども奉行見る所やありけん。とかく心の内の誠をきかむとせめければ、やむことをえずして終にいひ出

けるやうハ、我ハもと南都惡僧にて侍りしが、ちかきころ後世の罪業もおそろしくなり侍りて、善業を修せんとすれど、一文不通の身に候へは、修すへき道もしらす。此ころ、強盜いたづらに人をころし、そこばくの財宝をかすむ。まことに見るにたへがたし。この賊難をすくひたすけんとするに、一人にてかれが多勢に敵しがたければ、かへりて其党に入て、かれをあざむき、これをたすくる謀をめぐらし候つると云。奉行感じてゆるしにけり。沙石集に見えたり。

この僧、外は強盜にて内ハ慈悲なり。慈悲なりといへとも強盜の名ハかりにもうくべきわざならねバ、うらやましくハあらず。たゞし、世の人の外は善人にて内にそこばくの惡念あるにたくらべバいかむ。

九 原中宿女

むかし奥州より用ありて京にのほる人駿河の国原中の宿にてやすむとて、黄金五十兩入たる袋を置わすれて出行て、菊川といふ所にておもひ出けれど、とくはや人の物にこそなるへきを、はる／＼と立かへり益なきもとめに日をへんよりハと思ふほどに、そのまゝにて京にのほり、用事かたのやうにと、のへて、国にくだるとて、かの原中宿を過て、金うしなへる家を見いれて、こゝとこそ覺ゆれと下人とうちいひてとほりけるを、その家よりわかき女の出で、何事をおほせられ候ぞととふ。旅人われ上京のとき、此やどにやすみて物を置わすれたる事を申なりとこたふ。女またいかなる物をか置わすれさせたまふ、うけ給はりたくこそといへば、旅人立とゞまりてうしなひたる金のありさまをかる。女つく／＼と聞て其物こそ、わらハ見つけてとり置候へ、まいらせ候はんとて内に入、もとしたためしまゝにてもて出てとらせにけり。旅人思ひの外なれば、しばし言葉もなくてゐけるが、さてはうせたるものに候を、かきたまはり候へバ、せめてハ是ほどをまいらせたくとぞといひて、その金十兩わかちあたへければ、十兩ほしくハ五

十両ながらこそ引とめ候はめ、いさ、かもほしからずといひて目をだにふれず。旅人さていかなる人にておはしますぞととへは、我はもと京のものにて侍るが、したしきものみなうせて身のよるべなきまゝに、ゆかりにつきてこゝにハ下りて侍るなりといへり。くハしくハ是も沙石集に見えたり。富たる上に物をむさぼるハ、きハめて下品の人也。

大かたはとめバさのミむさほらず。貧しければかならずむさぼる。是さたまれる人情なるに、この原中の女したしきものミなうせて、身のよるべなきまゝに、京よりはるく駿河の国までまよひ來ぬれハ、そのまづしさハはかりしるべし。しかるに、五十両の金を見る事一毛よりもかるし。此心のいさぎよさをハ天地神明いかてあはれとは見給ハざらむ。されば、此女、後にハ所領ある人の妻となり、心やすく世をすぐしけるとなん本書にしるせり。世のまづしき女人これをしたへや。心ぎたなくとりあつめて、財宝にハとぼしからねど、物おもひ常にたえず。あるひハ、家に災難おほきハ、これ神明のその食欲をにくませ給ふゆへなれば、うらやむべき人にハあらずとしるべし。

十 古田大膳大夫

大膳大夫は、古田兵部少輔の舎弟にて、小身の人なりしが、慶長そのの年、兵部ミまかられける時、子息わづかに三歳なる故に、此大膳に上より兵部の一跡を下されけり。大膳俄に富貴の身となりて、年月すぐされける内に、兵部の実子成長して、又、兵部と号す。元和六年、大膳家督を姪の兵部に返し申たきよし上へ申上られけれハ大膳年もわかし、おそからぬ事也と再三上意ありつれど、しるて申こふて、六万石の所領ならびに財宝器物たゞ一色をも我物とせず、ことく兵部へかへしあたへて、われハ俄にもとの小身となりて、小家に入てすまれにけり。是をみる人あらかしこや大膳年久しく富貴に居て榮華はきハめつ。もはや在所へ隠居して、安樂に世をくらんために、いそぎ

て兵部にハゆづるなりとおもへり。しかるに、さハなくて、きハめてかるき身軀しんたいにて関東くわんとにありて奉公ほうこうをつとめられけり。心ある人、これを感じかんずと云ことなし。委細いさいハ太閤記に見えたり。

安やすきにやすんずれども能よくうつるといふ事、聖經せいけいに見えたり。これ身も心もやすき所にありとても、義におゐてあるまじき処ところとしれば、はやく捨てうつるぞとなり。しかれども凡夫ぼんぶハ義をおもくせざるゆへに、うつるべき時もうつりえず、世に幼少ようせうの姪おひの知行ちぎやうをあづかりて、かへしかぬる人おほし。是やうつるべき時うつりえぬ人ならん。義もなく仁じんもなし。もつとも卑狹ひけうなり。大膳だいぜんハしからず。よくうつりし人ぞかし。又、大膳在所だいぜんざいへ居隠まいいんして安楽あんらくにあらんために、はやく知行ちぎやうを兵部へゆづると世の人の見しは、これ凡情ぼんじやうなり。大膳ハ貧富苦楽ひんふくらくに心なし。むかふま、につとめて関東くわんとにあられしハ、これ君子くんしの行かうなるべし。是をこそえまねびずとも、幼少ようせうの姪おひの家をあづかる人、そのかへすべき時かへすにハ、かならず大膳だいぜんを法のりとせられよや。

十一 勢州川田氏せいしゅうかわだうぢ

寛永くわんえいのころにや、伊勢いせの桑名くわなの城主じやうしゆにつかへし下賤げせんの士しに、川田かわだの何がしといふものありけり。ある日の夕ゆふがた浦うら辺べに出てあそぶとて、金きんの入たる袋ふくろひとつをひろひえたり。あはれいかなる人かうしなひつらんとしぱした、ずみ見けれど、日くれぬれいへせんかたなく、家いへにもちて帰かへり。あけの日、又行ゆきて見けるにひとりの盲目まうもく汀みぎはにた、ずみて、物おもふさま也。川田かわだかれにちかづきて、何とてこゝにハた、ずみあけるやとへハ、目くらとみにはいひもせず。しばらくありていはく。我ハ関東くわんとより官くわんをかはんために、京にのぼる目くら也。よべ船ふねよりあがりさハぎに、その料ちやうの金きんうしなひる。これなけれバ、京にもゆかれず、又国くににもかへられず。只此海ただこのうみにや身をしづめんと思ふばかりに候といふ。川田かわだき、て金の数かずと袋ふくろのありさまをとふに、此目くらが物にうたがひなし。さらバとて袋ふくろとり出して、目くら

に返しあたへにけり。目くらよろこびにたへず。其金三分の一を川田におくりて涙をながして礼謝す。川田、是をうけず。目くらひたすらうけ給ひてよと侘あへれど、川田き、もいれず。せんかたなくて目くらハ京にのほり、官途ゆへなく調ひて後、たゞちに紀州高野山にのほり、大なる石塔をたて、川田夫婦が現当二世の安樂を折て、それよりぞ国にハ歸りにけるとなん。植木交庵かたる。

おち物をひろひて、其ぬしにかへす事ハ、もろこしにてもいミじき善根とす。その人少く前にしるせり。我朝にも川田がこときものこれかれ世にかたりつたふれど、その事ミな相似たれば、おほくハとらず。川田と原中宿の女とを見て、外ハをしはかるべし。

十二 不破民部

民部は、濃州南宮の神職なり。神道に明らかにして祈禱に靈驗おほし。一とせ江戸に下りて、大家のかれが神道をたうとべるがもとに住けり。ある時、ひとりつれくともり居けるに、わかき女の入来ていひけるハ、我ハこの御内につかふる女なり。わたくし事に身たゞならずまかり成て候。是を上にしられまいらすれハ、我身ハいふにやおよぶ。あひける男もかならず殺さるべし。子をあはせて三人のいのちをすくひ給へとなんいふ。民部き、て、これ重罪なり。わが力いかにしてすくひえんやといへは、女それはいとやすしといふ。いかにすれバやすきや。女がいはいく、わが此子をその御子なりといは、わぎはひかならずのかるへしと。民部、是をゆるしぬとなん。中素軒かたる。

不破が此事われをたうとべる大家のにくミをえて名と利とをうしなふのミならず、きく人ことにいやしまれ、国にも帰るえまじきほどの恥辱なり。しかるに、此無実をおへるハ、我身をころして人をいかす也。たぐひなき慈悲心ならずや。ある人はいく、不破この事をゆるして、淫乱不義の名をうるハ、遺体をけがして、はづかしめを父母

にをよぼすなり。これ、人のすべきわざかハ。我こたふその道よりいへハ誠にしかり。しかれども身を忘れて人をあはれむも又にくからず。そのうへ無実^{むじつ}は終^{つひ}にハはるゝ物なり。はるゝ時は却^{かへり}て徳^{とく}たかし。たとへ又はれずとも、我心^{こころ}の内にハ恥^{はづ}るところなかるべし。しみて何をかくるしまむ。

十三 橋本松斎^{はしもとそうさい}

松斎^{そうさい}は、加藤氏^{かとうし}肥後^{ひご}の国領^{りやう}せられしころ、国にありてミやつかへせし稻生^{いなふ}の何がしが子なり。寛永^{くわんえい}九年バかりにや、国やぶれ国主^{こくしゅ}ながされませ給ひてより、松斎^{そうさい}国をさりぬ。そのころ八年十三なりしとぞ。しばし八津^{やっ}の国難^{こくなん}波^なわたりに住居^{しゆき}し、それより京^{きやう}にのほりて嵯峨^{さが}野^ののかたにありけるとか也。父母^{ちちはは}はいつのほどうせしもしらず。その身年^{しねん}たけぬれと、妻^{つま}をもむかへず、子^こももたらず、もとの名^なは何とかいひけん。もとどり切^{きり}て、その姓名^{せいめい}を橋本^{はしもと}松斎^{そうさい}恵叔^{けしゅく}とあらため、もはらたゞ慈悲^{じひしん}心^{しん}をおこして救済^{きうさい}を事^{こと}とせり。世^よのまづしくてうへこゝゆべき人を見てハ、うときしたしきをわかず、たすけすくはんとおもふ志^{こころざし}ふかし。後は太秦^{うづまさ}広隆^{くわうりゆう}寺^じのかたハらに移^{うつ}りすミけり。その救済^{きうさい}のありさまをつたへて侍^{ざい}るに、をのが財宝^{ざいほう}を露^はおします年^{とし}ごとに其時^{そのとき}ありて麦^{むぎ}、米^{こめ}、小米^{こめ}などおほく買^{かひ}あつめ、こぬかといふ物を糶^{じんだ}糶^だにつくりて、さしそへ置^をて年^{とし}の飢饉^{ききん}せるを待^{まち}て、ことゝくほどこしあたふ。飢饉^{ききん}ならでも、あさ夕^{あさゆふ}のけふりたてかぬる人のもとへハ、そのほどゝによねと糶^{じんだ}糶^だとをおくりにけり。又、太秦^{うづまさ}に住^すける民耕^{たみかう}作^{さく}のいとまにいたつらに居^ゐけるを見てハ、かならず繩^{なは}をなハせてわが錢^{ぜに}にかへをき、かれらが繩^{なは}なひていなたばゆはんとすれど、いとまなげなるころ、かの繩^{なは}を出^だして、直^{あたひ}をやすくしてうりあたふ。又洪^{しやう}おほく買^{かひ}もとめて紙^{かみ}をそめ、里^{さと}の女の年老^{ねんらう}て田^たうふる事もえせざるをあつめて、物^{もの}くはせ、錢^{ぜに}とらせて、かの紙^{かみ}を紙^{かみ}きぬにぬはせ、おほくたくはへ置^おて、寒^{さむ}きころ衣^{ころも}なきものにあたふ。此外^{ほか}、乞食^{こつじき}などに日^ひごとに錢^{ぜに}をほどこす事^{こと}、又すくなからず。さもあれ、松斎^{そうさい}、何^{なん}ばかりの財宝^{ざいほう}あ

りて、かく年久しく人を賑すぞとふに、もとより財宝おほきにハあらず、我身の用度こゝめてうすくし、いさ、かのつゐえをもなさず。たゞ人のためにのミ用るがゆへなり。たとへば松斎が家のめぐり竹の林ふかし、卯月五月のたかふなおほき時、京よりゆきてたかふなくふべしといふ人あれハ、其人にのミもてなして、みづからハくはず。竹となして用にそなふ。常の食事ならびに衣裳のかろき事、是をもちてをしてしるべし。家にありける金銀ハミなとめる人のもとにあづけて、その息をうく。富人も心あれハ、松斎があつらへる金銀となれば、其息をなづましもしなづめバはげしくこひてとりけり。ある人はいはく、松斎、金銀の息をはたるハあまりにはなハだし。かれが日頃の無欲にハ似ずと。松斎、これを聞て、わらひていはく、我まづしきものをすくふ事をしりて、富人にへつらふ事をしらす。もし此富人よりうけつる息をゆるかせにせば、何をもちてか貧しきものをすくはんと。是、松斎が財宝の年久しく人をすくふてつきざるいはれ也。松斎、年七十、元禄元年さつきの中の三日、病にいねて太秦にしておはりとりぬ。そのわたりの人々のしたひ悲しまざるハなし。

惻隱の心ハ人のもと也。是なきは人にあらず。しかれども、世の人ことにをのがたくしにおほはれて、かのものと心をバ終にうしなふならひなるに、松斎、いさ、かもうしなハず。人をあはれめる事、本文のごとし。仁にあらずや。をのが身にハ露やすきをもとめず、ひたすら賑濟をつとむ。義にあらずや。或は又、人ありて一旦めくミほどこすといへど、その財かぎりあれバ、久しからずしてやむもあるを、松斎ハ財のつきざる道をしりて、その法をつくしぬれば、いけるかぎりハ施恵にとほしからず。智にあらずや。貧しからぬ人に物かしてハ息をくハへて急に乞とり、しばらくもゆるさず、直にあらずや。これによりて、是をおもふに、後世にハ尤えがたき人なり。いにしへにハありやあらずや。

大和為善録下終

正徳三癸巳年 九月吉日

浪花 書林 安井弥兵衛